

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、１５人につき定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 （９：３０）
日程第１	
議 長	日程第１ 一般質問を、昨日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 河内直子議員
河内議員	通告に従い、順次質問をさせていただきます。 今議会では、子育ての安心を守る取り組みと、暮らしを守る取り組みについて、質問をいたします。 まず、初めに、子育ての安心を守る取り組みから。 民主党政権が２０１３年度から導入しようとしている「子ども・子育て新システム」の問題点について、大きく３点ほどお尋ねをいたします。 東日本を襲った大震災の被災者救援と災害からの復興に向け、国民的な努力が続いています。この未曾有の大震災は、住民の命と暮らしを守る町をいかにつくるのか、という課題を改めて突きつけました。 住民の命を守るためには、災害に強いまちづくりとともに、日頃からの医療や介護、福祉、そして子育て支援などの充実した社会的基盤が不可欠です。 被災地の保育所では、困難の中で、子どもたちの保育を続ける努力や保育の再開を目指す奮闘が続いています。 一方、各地から被災地支援のために、保育士を派遣したくても、この間、公立保育所の民営化や正規職員の非正規職員への転換が進められたことによって、派遣する人が足りない、待機児が多くて被災児童の受け入れが難しいなどの事態が明らかになっています。 いつ、どのようなときにも、保育所が地域の子育てのセンターとしての役割をしっかりと果たすためには、公的な保育制度がその支えとなります。 大震災の事態は、保育の公的責任を後退させようとしている「子ども・子育て新システム」の問題点を一層浮き彫りにしたと言えるのではないのでしょうか。 現行の保育制度では、憲法の理念や児童福祉法に基づいて、市町村に保育の実施責任があります。児童福祉法第２４条は、児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないと明記しています。 そのため市町村は、公立保育所をつくったり、または、私立の認可保育所に委託して、保育を提供しなければなりません。そして、運営費の国庫負担制度、特に自治体が保育の補償と保育水準の確保、保育費用の負担に責任をもつ仕組みとなっているのです。 新システムでの市町村の役割は、どう変わるのか、まず、お尋ねをいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 「子ども・子育て新システム」は、全世代型の社会保障の構築を目指す社会保障改革として、少子化社会対策会が２２年６月２９日に、すべての子ども、子育て家庭に必要な良質な支援を行い、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるという観点で、「子ども・子育て新システム」の基本制度案要綱を示し、それを基に、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチーム、幼・

	保一体化ワーキングチーム、仮名ですが、子ども指針ワーキングチームの3グループにより、関係者間での意見集約を図り議論が重ねられております。 23年7月に、「子ども・子育て新システム」に関する中間とりまとめについての報告が、7月29日に少子化社会対策会において発表されております。 その中で、給付設計や幼・保一体化を中心とした、制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確になったということです。 残された課題について検討が進められ、実施主体となる地方公共団体、関係機関との協議がなされ、理解を得た上で成案がまとめられ、恒久財源を得て、25年度を目途に、可能なものから段階的に実施できるよう、税制抜本改革とともに23年度中に国会に提出されるということです。 このように、検討が進められておりますが、市町村への説明は未だありませんで、推移を見守っているところではございます。 7月の基本制度ワーキングチームの中間まとめによりますと、保育制度についてですが、今回の制度は、すべての子ども、子育て家庭に必要な良質のサービスを、また、社会全体で子どもを支える体制ということで、給付や体制の改革が行われております。 特に、町での入所の手続きなど、現在は市町村と保護者が契約を行っていましたが、新システムでは、保護者の保育の欠ける要件を取り払い、市町村が保育の必要性を認定をして、その認定書を持って、保護者が希望の保育所と直接契約をし、保育料の徴収など、保育所が行うというようになっております。権限とか責任を法律上位置づけるというふうにされております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	新システムにおいては、保育サービスを利用するためには、まず、保育の必要度の認定が必要になります。先ほど課長の答弁にありましたが、これは、市町村の役割となります。 市町村に申請すると、正社員、短時間パートなどの就労時間に応じて、長時間利用か短時間利用かなど、利用可能な区分が決定されます。 3歳以上の場合は、親が働いているかどうかに関係なく、現在の幼稚園教育にあたる標準的な教育時間が認められ、就労している親の場合は、それにプラスして、短時間保育か長時間保育の保育が利用できる仕組みとなっています。 その上で、保護者は、利用したい子ども園などの施設やサービスを自分で探して、直接契約することになります。 現在の制度では、保育所の入所が決まれば、パート労働者であっても正職員であっても、開所時間の範囲で、親の就労と子どもの生活のリズムに合わせた保育時間が保障されています。 認定外、時間外の保育サービスの利用は可能なのか、お尋ねをいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 これも中間まとめの中で、まだ今後検討されるということでございますが、保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の施設者が定めるというふうな選考基準を設けて、施設の基準者が定めるというようになっております。 認定については、町のほうで行います。例えば障害を持たれている子どもさんたちについては、町のほうが責任をもって斡旋をするようなことで、中間報告の中ではございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	新システムの大きな問題として、これまで認可保育所や幼稚園の保育、教育の質を

	支えてきた国の最低基準を廃止し、子ども園をはじめとして、さまざまなサービスの基準を各自治体にゆだねる方向となっていることがあげられます。 最低基準は、憲法や児童福祉法、子どもの権利条約の見地から、子どもたちの命と健康、健やかな育ちを支えるため、最低限の基準として国が定めてきたものです。 本来、国には最低基準をより良く改善する責任があるにもかかわらず、自民党政治は長年にわたり改善を遅らせてきました。 施設面積でも職員の数でも、日本は他の先進国と比べて遅れた水準にとどまっています。国の基準をなくし自治体任せにしては、保育条件の悪化に歯止めがなくなってしまわないのでしょうか。 さらなる基準の引き下げを認めることは、子どもたちに重大な影響を及ぼすのではと危惧していますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 最低基準の撤廃とかについては、まだ検討されているということで、職員配置基準の引き上げなども検討されているというふうに書かれております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	課長に資料を差し上げていたと思うんですが、この資料は、子ども・子育て新システム検討会議ワーキングチームの資料です。 その中の、資料6の中に、どうなるかというのが書かれていると思うんですが、これは、報告というか、中間報告ではなかったんでしょうか。
議 長	こども課長
こども課長	最低基準については、保育所、幼稚園の両方を満たすような基準というふうに、私のほうでは解釈をさせていただいておりますので。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	それは、決まった時点ではっきりするとは思いますが。 現在の認可保育所は、国の基準を参考にしながら、収入に応じて自治体が保育料を決めています。新システムでは、この応能負担原則を変えて、利用した時間の長さに応じて負担も増える、応益負担にする方針です。親の収入で子どもの保育条件や内容が決まる傾向が強まるということになりかねません。 これまでの保育制度では、親の収入に係わらず同じ保育を保障する、子どものセーフティーネットとして機能してきました。 こうした福祉的役割が大きく後退することは、子どもの貧困が広がる現在の日本で、子どもたちに重大な困難をもたらすものです。 このまま行けば、2年後には新システムへの移行が始まります。保護者に対し、また、これから子どもさんを預けようとしている方々に対し、十分な説明をしていく必要があると考えますが、計画はあるのか、お尋ねをいたします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 保護者への説明の計画でございますが、制度が大きく変わることについては、保護者の戸惑いのない説明が重要だと思っております。 ですが、現段階ではまだ計画はございません。
議 長	河内議員
河内議員	昨日の篠隈保育所の指定管理のときは、1年かけて保護者に十分な説明をしてきたというご答弁をされていましたが、この新システムについては、あと2年後です。まだ計画もないんでしょうか、再度お尋ねします。

議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 先ほど、最初に申しましたように、まだ県とか国からの町への説明が何もあっておりませんので、どういうふうになるかというのが、はっきりまだ決まっていないというふうに解釈をしておりますので、計画をまだ立てておりません。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	次に、幼稚園、保育所の一体化について、お尋ねをします。 本来、就学前の子どもたちに、親の働き方に係わらず、等しく豊かな保育、教育を保障することは、当然のことです。幼稚園と保育所の良さを伸ばし、保育、教育条件を向上させる方向であれば、父母、国民の願いとも一致するものです。 しかし、新システムで政府が進める一体化はどうでしょうか。 元々待機児童の多い保育所に対し、定員割れがある幼稚園を活用すれば、新たにお金をかけなくても、待機児童が解消できるというのが、現在の幼・保一体化の議論の出発点です。 しかし、働く親と子を支えて、長時間の保育をする児童福祉施設である保育所と、満3歳以上、午前4時間を基本とする学校教育施設の幼稚園では、元々機能、役割が違います。 長い歴史をもつ保育所と幼稚園を十分な検討、準備期間を置かずに一本化するならば、混乱や子どもの環境悪化が懸念されます。また、機能や役割の違いに応じて、調理室や園庭、運動場、保育室等の面積などの施設の基準も、教諭、保育士の配置の基準も大きく違ってきます。 親の働き方によって、子どもの保育時間がそれぞればらばらになる中で、集団活動をどう組み立てるのか、長時間児の生活の安定をどう保障するのか、給食やおやつ、夏休みはどうなるかなど、実践的な問題も山積みです。 ところが政府は、現場の工夫で解決すればいいという立場で、制度の検討を急いでいます。子どもの利益は後ろに追いやる、理念なき一体化と言わざるを得ません。 スウェーデンやニュージーランドなどでは、この課題を20年の枠組みで進めてきたと言われています。日本でも子どもたちに、どういう保育、幼児教育を保障すべきなのか、専門家の研究や国際的動向、保育、幼児教育関係者などの検討を踏まえて、国民的な議論が必要と考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 幼・保一体化については、あくまでこれから地方自治体、事業主などの関係機関との協議を継続するという検討段階でありまして、これに伴う法改正や予算措置もまだ確定されたものではありません。幼・保一体化については、見解は明確なものではありません。 ただ、どういう保育、幼児教育を保障すべきかということでは、やはり子どもたちがどこに住んでいようと、一定の保育、教育は受けられ、また、制度や大人の都合に振り回されない、子どもの最善の利益が保障されるものでなければならぬものだと思っております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	公的保育制度をなくし、直接契約や幼・保一体化を進めることは、財界が一貫して主張してきたことです。財界や規制改革会議などは、保育に対する公費支出を抑えて、安上がりな女性労働力を確保することを狙って、保育の規制緩和、制度改革の大合唱を繰り広げて来ましたが、 それを受けて具体化されたのが、自公政権下の少子化対策特別部会、新たな保育の

	しくみ、第1次報告、09年2月のものです。 民主党政権は、公的保育制度を解体するこの流れを全面的に引き継ぎ、さらに幼・保一体化や最低基準の撤廃など、自公政権がやりたくてもできなかった内容まで加えました。 民主党は、財界の成長戦略、経団連成長戦略2010年4月に沿って、法人税の減税、消費税増税を打ち出すとともに、強い社会保障の内容の1つに、保育や子育てサービスの産業化をうたいました。 保育、子育てで儲ける。産業構造ビジョン2010、これは、経済産業省審議会路線です。 新システムは、保育の実施や国民の要求から出発したものではなく、社会保障費用の削減と女性労働力の確保、保育、子育て分野の産業化という財界の要求を全面的に受け入れた民主党政権の姿勢があると言えるのではないのでしょうか。見解をお尋ねします。
議長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 新システムができた背景について、2005年に109万人であった出生数が、2030年には70万人、それから2055年には45.7万人に下がるとの推計もあり、少子化が将来の社会構造の存立基盤を揺るがすような問題となっているということで、このように子どもの数が減っている一方で、家庭や地域の養育力が低下してきており、子育てに不安や孤立感を抱える保護者が増加し、虐待の増加などが指摘されています。 こうした情勢を踏まえて、政府のほうは、すべての子どもと子育て家庭を、社会全体で支えていくとの基本的な方向性のもとに、総合的な子育て、「子ども・子育て施策」の構築に向けて検討を行っているということです。 新システムでは、すべての子どもへの良質な成育歴を保障し、子どもを大切にする社会、出産、子育て、就労の希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会、新しい雇用の創出と女性の就労促進で、活力ある社会の実現をすることが目的に示されています。 これらの目的は、関係者との意見の収集をされ、現実にあった、また、将来に希望が持てる新システムになることを、期待をしているものです。以上でございます。
議長	河内議員
河内議員	昨年秋から、全国保育団体連絡会や労働組合などが取り組んだ、国、自治体の責任ですべての子どもにより良い保育の保障と子育て支援を求める請願署名は、300万筆を超えて大きく広がりました。 父母、国民の願いは、「誰もが安心して預けられるようにしてほしい」、「必要な認可保育所をしっかりとつくってほしい」ということであることを申し添え、次の質問に移ります。 次に、暮らしを守る取り組みについて、お尋ねをします。 改定介護保険法は、民主、自民、公明、みんなの党の各党の賛成で、6月15日成立しました。日本共産党と社民党は反対しました。 施行後10年を経た介護保険制度は、「保険あって介護なし」の言葉に象徴されるように、高すぎる保険料、利用者負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が噴出しています。 今回の改定は、こうした問題の解決には手をつけず、新たな給付抑制策を盛り込むなど、利用者、家族に重大な影響を与えるものとなっていると言えるのではないでし

	ようか。 甚大な被害をもたらした東日本大震災の中で、高齢者の方々も長期にわたる避難生活を強いられています。被災地では多くの高齢者が日常生活を絶たれる中、高齢者の介護を巡って、深刻な事態が生まれています。 岩手、宮城、福島、3県の沿岸部の介護施設、訪問介護などを行う事業所が被災し、介護機能は大きく低下し、高齢者、障害者等の受け皿となる福祉避難所も圧倒的に不足する状況が続きました。 被災地では、介護保険制度の申請、認定、契約という枠組みに縛られることが壁となり、介護が受けられないという事態も生まれました。被災地は、破壊された介護機能が回復には程遠く、厳しい状況が続いています。 6月15日付日経新聞の報道によりますと、宮城県では、特別養護老人ホームなど、高齢者施設463カ所のうち38施設が使用不能となり、岩手県でも405施設のうち14施設が一時使用不能となっています。 また、6月9日付朝日新聞も、居宅サービスを提供する事業所も、宮城県では57事業所が震災を理由に休廃止し、うち9割は再開できる見通しがなく、岩手県でも36事業所がサービスを提供していないと報道しています。 ただでさえ入居施設が不足し、待機者が増加していたところに、震災後、施設入所やショートステイの希望が多く寄せられても、受け入れが困難な状況です。 高齢者にとって命綱とも言える、介護施設や在宅介護サービスを1日も早く再建するため、万全の支援が求められることは言うまでもありません。被災地の1日も早い復興を心より願うものです。 さて、改定介護保険法の主な改定内容は、1つ、市町村の判断で介護予防、日常生活支援総合事業を創設できる。2つ、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護・看護、2種類の在宅サービスを組み合わせる複合型サービスの創設。3つ、介護職員の医療行為、例えばたんの吸引等、それを可能にすること。4つ、介護、療養病床の廃止期限の6年間延期。5つ、財政安定化基金の取り崩しを可能にする。6、地域密着型サービスについて、全国一律の介護報酬を上回る報酬額設定を可能とする。7、介護事業所の労働法規の順守。8、有料老人ホームの前払い金返還に関する利用者保護規定新設。9つ、介護情報公表制度の見直し、調査手数料は廃止する等、市民後見人の育成、活用などです。 今回の改定により、市町村は、介護予防、日常生活支援、総合事業を創設することができます。 総合事業は、要支援と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと、配食、見守りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支給するとされています。が、筑前町では、この総合事業は創設するおつもりなのか、まずお尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 総合事業を創設するのかということですが、現在実施している地域支援事業の介護予防事業と包括的支援事業、それから、任意事業を一体的に行い総合事業として実施していこうとするものです。 今回、創設される総合事業は必須事業ではないため、市町村は、事業創設の背景、また現在実施している地域支援事業の内容等を踏まえ、現在のままで行くのか、総合事業として実施していくのか、判断していくことになります。 現段階では事業を実施していくための、厚労省の省令等が出ておりません。そういったことで、判断できない状況でございます。

	ただ町といたしましては、平成18年度から実施しています地域支援事業、これも十分考慮し、利用者にとってどうなのかということを考え、そういったことを踏まえながら判断していくことになると思います。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	現在の介護保険制度では、要介護認定で要支援1、2と認定された場合、予防給付を受けることになります。予防給付は、要支援者に対する保険給付で、通所介護、いわゆるデイサービス、訪問介護、短期入所など、内容は、要介護者に対する介護給付に準じています。 今回の法改定では、市町村は要支援者について、従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人ひとりについて判断することになります。 先ほど課長は、政省令が出てから判断をしておっしゃっていましたが、総合事業について、少し質問を続けさせていただきます。 問題は、総合事業が全国一律の基準に基づく、介護保険サービスではなく、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金設定も、すべて市町村任せになっているということです。 介護保険で実施される訪問介護やデイサービスなどは、その質を担保するため、人員や施設、運営などの全国一律の基準がありますが、地域支援事業である総合事業には適用されません。 これまで予防給付で訪問介護を受け、ヘルパーの支援で食事作りをしていた人が、総合事業で有料の配食サービスに変更させられるということもあり得るのではないのでしょうか。 また、利用料についても、介護保険なら利用者負担は1割ですが、自治体の判断で、それ以上の負担を課すことも可能となります。 総合事業では、市町村格差が拡大し、住んでいる地域によって必要なサービスが受けられないことになりかねないと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 必要なサービスが受けられなくなるのではないかと、いわゆる今まではですね、ケアマネージャー、本人の意向を重視、そういったことでマネジメントされ、プランに基づき介護予防にしても介護サービスにしても、そういった給付を受けられておるといような状況でございます。 今回のこの要支援者に対する部分でございますけれども、町や地域包括支援センター、利用者が本人の意向を最大限に尊重して、利用者の状態像に応じ、適切なマネジメントに基づいて判断するというところでございます。 したがって、そこら辺りは本人の意向が入ってくるのではないかと、そう考えるところでございます。 それから、地域格差と申しますか、これにつきましては、現在、いろいろと言いますか、省令は出ておりません。 したがって、この利用料設定というのがですね、一つの大きな重要なことになるのかなと思っております。 ただ、その利用料につきましては、サービス見込み量に応じ設定するというようなこととなりますけれども、このことと参入事業者との関連がございます。 市町村の判断による実施する事業者につきましては、今後、また厚労省が、省令で定める基準に適合する中から、市町村が柔軟に決定していくというようなことでございます。 ですので、まずは利用料設定につきましては、現在では見込みがつきません。

	それと、もう1つ、事業者に対する省令も出ていませんで、市町村の格差につきましては、どう展開するのか、ちょっと今の段階では分からない状況でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	課長の今の答弁で、利用者がですね、従来どおり介護保険による訪問介護やデイサービスなどを望んだ場合、利用者を優先するというふうな回答だったと思うんですが、市町村の判断が優先するのではないかなと思うんですが、それは利用者の希望を最優先でしていただけるんでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 市町村の判断が優先するのではないかなというふうなことでございますけれども、この総合事業を導入した場合、先ほど申し上げましたように、うちでは地域包括支援センターが中心なのかなと思っておりませんが、利用者の状態像や本人の意向を最大限に尊重して、適切なケアマネジメントに基づいて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのか判断することになりますので、市町村の判断のみがですね、優先ということにはならないというふうに考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	総合事業を行う地域支援事業では、その事業費が介護給付費の3%以内と制限されています。地域支援事業は、要介護認定で自立とされた人に対する介護予防事業、介護予防教室や筋トレなどですが、それなどやケアマネジメント、高齢者の相談支援業務などを実施しています。 現行の介護給付費の3%以内のままでは、必要なサービス提供が不可能となることは明らかではないでしょうか。見解をお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 現行の給付費の3%以内でやっていけるのかということでございます。 この総合事業の財源構成につきましては、現在の介護予防事業と同じでございます。国、県、市町村が50%、それから1号、2号の被保険者負担が50%で構成されております。 これは、介護給付費の標準給付費の3%を基本とする運営ということにはなっております。が、今後、対象高齢者の増加、それから事業を実施する場合のサービスの見込み量がどうなるのか、見込み量の増が懸念されるところでもございます。 ただ、厚労省では、今後この予算編成の過程の中で、別途検討していくというようなことになっております。今後の課題ではないかと考えるところでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	この間政府は、介護給付費を抑制するため、軽度者からの介護取り上げを段階的に進めてきました。法改定の検討過程では、軽度者を介護保険から完全に外すことなども提案され、要介護1、2と要支援への生活援助を見直せば、1,600億円抑制できるという試算まで示されています。 ホームヘルパーの援助は、単なる家事の手助けとは違います。利用者と関係を築きながら、生活援助を行う中で、心身の状況や生活環境に応じて働きかけ、生活への意欲を引き出す専門職です。 軽度者からの介護取り上げは、必要なケアを受けることで、生活が成り立つ高齢者から、生きるための基礎を奪うことにほかなりません。 地域包括ケアシステムの実現を目指す厚生労働省が、今回目玉としたのが24時間

	地域巡回型訪問サービスです。 日中、夜間を通じて、排せつや体位交換の解除などを行う短時間、15分程度と聞いています。の巡回訪問と、利用者からの通報に随時対応する事業です。 現在行われている訪問介護は、一定時間ヘルパーが滞在し、身体介護、食事や排せつ、入浴などの介助、生活援助、料理、洗たく、掃除などを実施しています。 夜間対応型の訪問介護サービスも2006年に創設されはしましたが、事業所が少なく利用は進んでいないと聞いています。 今回の改定は、現在の訪問介護では、重度の高齢者の在宅介護は支えられないとして設けられたものです。 そこでお尋ねしますが、夜間対応型の訪問介護サービスを行っている事業所と、サービスを利用されている方はどれぐらいいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 夜間対応型の訪問介護また看護等を利用されているサービス事業所ということでございますが。 筑前町では、訪問介護サービス事業所を利用されている方は、現在のところおられません。 また、県内に、この事業所につきましては、7事業所あるんですけれども、1事業所休止状態でございますので、6事業所でございます。 それから、訪問看護サービス事業所でございますけれども、筑前町利用者として使われている事業所ということで、ご了解いただきたいと思いますけれども、11事業所、19名が利用されているというような状況でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	24時間サービスの介護報酬は、利用者の状況によって、サービスの量や利用回数が増えることから、金額の変動がない、包括定額方式になる見込みです。 包括定額制は、サービスの提供控えが起こる危険性や事業者が軽度の人を選択することが懸念されますが、それを防ぐ有効な手立てはあるのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 この事業自体、要介護者が在宅で、長く過ごせるサービスというようなことで実施されるものでございますが。 先ほど申されました包括定額制、これにつきましては、正式に決定したわけではありませんが、その方向性が強いというようなことでございます。 なかなか、いろいろ問題点が、利用者が頻繁に利用される場合、事業者としての対応はどうかとか、それから、もう1つ、これは事業者関係でございますけれども、24時間対応ということであれば、オペレーターが電話受付、それからそれに伴う事業所としての人員確保はどうか。 先ほど議員が申されましたように、滞在時間が15分ということで申されましたけれども、20分以内というようなことでなっておりますけれども、時間が短すぎるといような部分等が問題点として出てくるのかなと思っております。 ただ、厚労省です、定期巡回の標準滞在時間と時間超過する場合、どんな場合認めるのか。それから、介護報酬単価とその支払方法、これは定額にするのかということでございますけれども。 それと、他の介護保険サービスとの併用を認めるかどうかということですが、厚労省では、23年度、この事業につきましても、モデル事業を全国で展開しておりますけれども、その事業の報告を受け、社会保障審議会、介護保険給付分科会に諮って

	決定するという事になっております。 今の、現状の資料等の中では、確かに包括定額払いの報酬設定については、他のサービスとのバランスを考慮しながら、という部分だけでございます。非常に分かりづらいもので、何も見えてない状況でございます。 そういったことで、危惧と申しますか、そういった状況がありますけれども、現段階では、議員ご心配、ご懸念いただいておりますような、事故がならないようなですね、厚労省あたりの決定を願うところでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	深刻な人材不足のなか、夜間勤務の担い手確保も困難ではないでしょうか。 人員などの基準は示されておらず、重度の高齢者の在宅生活を保障する十分な職員体制が確保できるかも不明です。24時間サービスは採算面などから、参入する事業者があるか、と疑問の声が上がっていました。 そのため、今回の改定では、事業所の収益を保障し参入を促進するために、複数の事業者が競合することのないよう、市町村が24時間サービスなどを提供する事業者を、公募を通じた選考で指定できることになります。 また、24時間サービスの普及のために、必要と判断した場合、市町村は都道府県に事前協議を求め、都道府県知事は従来の滞在型訪問介護などの他の居宅サービスを一定期間指定しないことができる、という規定が設けられます。 全国展開の大手が指定を受けた場合、当然、訪問介護など、他の居宅サービスも提供します。地元の零細な事業所は経営が困難となり、利用者の選択肢がなくなることが心配されますが、見解をお尋ねします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 先ほども申し上げましたが、サービス提供事業者は、厚労省が省令で定める基準に適合する者の中から、市町村が地域の実情に応じて決定するという事になっております。当然、全国展開されております事業所も参入可能ではないかと考えるところでございます。 全国展開する事業所につきましては、当然、訪問介護等居宅サービスの指定も受けておるということでしょうから、そういったことも考えられると思います。 ただ、筑前町におけるサービス事業者として運営、それから事業者としての資質の向上への努力もされております。 それから、今までの要支援、要介護者の事業所選択の状況、当然ここでは事業所は大きいところもございます。しかしながら、今までの状況から見て、今までも大手の参入が可能でございましたけれども、筑前町それから周辺の在宅介護サービス事業所を多くの方が選択されている状況もございます。 したがって、急激に利用者の選択肢が狭まるというようなことは、現在のところ考えにくいのではないかと、考えるところでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	その地域に1つの事業所しかなければ、事業者が満足なサービスを提供しなくても変更すらできません。採算が合わないからと事業者が撤退したらどうなるのか。利用者にも家族にも安心の保障はないのではないのでしょうか。 地域で暮らし続けたいという願いに真に応える介護体制を確立するためには、国の責任の明確化と財源の確保が必要です。 しかし、厚生労働省は、介護給付費の抑制、給付の重点化を前提として施策を進めており、他のサービスの抑制が懸念されます。 今回の24時間サービスは、地域で暮らし続けたいという利用者、家族の期待を裏

	切るものとなっているのではないのでしょうか。 今回の法改定で、利用者、家族、関係者が求めたことは、重い介護保険料や利用者負担による利用控え、実態にそぐわない介護認定や利用限度額、深刻な施設不足と待機者の急増など、高い保険料を払い続けても必要な介護を受けることができない制度の見直しであり、介護労働者の労働条件を改善し、深刻な不足を早急に改めることでした。 年金生活の高齢者にとって、月額5千円、夫婦で1万円の保険料は重すぎる負担です。利用料を含め、限界に達している高齢者負担を軽減するために、各界が強く求めた公費負担の引き上げは、今回も見送られました。 多くの高齢者が保険料、利用料の負担を理由とした利用制限を強いられている中、国の責任は回避し、高齢者に負担増を押し付けるということは許されません。 今回の介護保険改定は、介護崩壊とまで言われる深刻な介護の危機には背を向け、公費抑制とそのための重点化、介護保険制度を重度者にシフトさせる制度見直しに終始するものです。国の責任を後退させ、保険あって介護なしを一層進めるものにほかなりません。 それぞれの事業の具体的運用を決める政省令や基準、要件はこれから具体化されていくと思われます。介護サービス低下、取り上げを防ぎ、利用者、家族の困難を拡大させない手立てを十分配慮していただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、河内直子議員の一般質問を終了いたしました。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 10時35分から再開いたします。 (10 ; 23)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (10 : 35)
議 長	梅田美代子議員
梅田議員	通告に基づきまして、質問をいたします。 まず、健康推進について、でございます。 公共施設等における受動喫煙防止対策は十分なのかということで、1点目、質問をさせていただきます。 平成15年5月に健康増進法が施行されました。25条には、受動喫煙防止がうたわれております。さらに2010年2月25日に、厚労省健康局長通知によりまして、「受動喫煙防止対策について」というのが出されておりました、公共施設における全面禁止を目指す方向が打ち出されております。 すでに学校、保育所また公共施設、庁舎をはじめ、それなりの対応というのはされていることは認めますが、現在これらの施設において、どのような喫煙防止のための禁煙、分煙、行われているのか、まず質問いたします。
議 長	財政課長
財政課長	本庁等の管理者でございますので、まず、私のほうからまず本庁関係について、ご説明申し上げたいと思います。 今、議員が申されましたように、健康増進法さらには厚労省からの通知ということでございますけれども。 その通知の中では、学校、官公庁や、特に医療施設においては、全面禁煙することが望ましいということでされておるところでございます。

	さらに、屋外であっても、子どもの利用が想定される公共的空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要であるということも通知をされているところでございます。 現在、本庁舎でございますけれども、十分ご存じのとおり、1階に分煙室、2階に分煙室、3階に分煙室、それから外に数カ所喫煙場所を設けておるところでございます。これで分煙をしておるところでございますが。 コスモスプラザでございますけれども、生涯学習課の2階に喫煙場所を置いております。これは、早くから撤去しなければいけないということを考えておりましたけれども、延び延びになっております。 これについては、生涯学習課とも早急に協議をいたしまして、あそこについては撤去をし、禁煙ということにしたいというふうを考えておるところでございます。 なお、外に設けております喫煙場所についても、人の出入りがあるところとかですね、そういうところは少し見直しをして、受動喫煙防止になるような場所に変更をしていきたいというふう考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	教育課長
教育課長	学校施設におきます禁煙対策というか、その状況について、ご報告を申し上げます。厚労省の通知を受けまして、福岡県の教育委員会の指導通知がございました。 それを受けまして、平成22年の5月に町内校長会におきまして、健康増進法及び健康教育推進の観点から、各学校長に対しまして、学校敷地内禁煙という方向性を打ち出し、関係者の協力を求めるよう取り組みの指導を行っております。 各学校におきましては、教職員はもちろんPTA会員にも理解を求めまして、体育大会のプログラムの中にも学校敷地内禁煙の周知を行い、協力を求めています。 また、来年度では、敷地内禁煙の取り組みを行いまして2年を経過するということで、校門の入口の目立つ所に、学校敷地内禁煙の看板を設置するよう指示をいたしておるところでございます。 それぞれの町内の各学校の現状でございますけれども、三輪中学校におきましては、職員の喫煙者が2名でございます。学校としましては、分煙ではなく敷地内禁煙というで行っております。学校敷地内には灰皿等一切置いてないということでございます。 同じく夜須中学校も職員の喫煙者が2名ということで、施設内、敷地内禁煙の徹底をやっているということでございます。夜間の社会体育関係の灰皿等も、体育館の前とかに置いておりましたが、そういったのも撤去をいたしております。 三輪小学校につきましては、職員の喫煙者が1名ということで、敷地外で喫煙をしているということです。 今年の春行いました運動会では、体育館の入口で喫煙ということにしておりましたが、次年度以降は全面禁煙ということで考えております。 それから、東小田小学校、職員の喫煙者が2名、現在校舎外の前庭で喫煙を行っておりますけれども、今後ですね、敷地内禁煙ということで指導するというところでございます。 それから、中牟田小学校が、職員の喫煙者が1名ということで、これも敷地内禁煙ということでございますので、門の外で喫煙をしているというようなことでございます。 この秋予定されております小中学校の体育大会、運動会、いずれもプログラムの中に敷地内禁煙の協力をお願いするということで、一応徹底を図っているところでございます。以上です。
議 長	こども課長
こども課長	保育所でございますが、保育所は子どもの生活する場として、喫煙については、ど

	の保育所も強い関心をもって保育にあたっております。 筑前町の3カ所の認可保育所の喫煙の状況としましては、どの保育所も日常的には保育所内での喫煙をすることはございません。 行事のときが、やはり喫煙場所を設けて、その場所で、子どもが通らない場所に喫煙場所を設けて、必ず守ってもらうことを伝えているということでございます。 敷地外のところに喫煙場所を設けることを、話をしております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	しっかりと前向きな答弁をいただきまして、特に財政課長からは、今後見直していくという回答でございましたので、内心ほっとしたところでございます。 学校関係におきましては、私も若干調べさせていただきましたが、教育長のリーダーシップと言いますか、強い働きかけもあったんじゃないかなと思ひまして、本当に努力をなさっている姿というのが見えております。 保育所に関しまして、実際、敷地内ではなされてないということでございます。 実はですね、ある幼子をお持ちの保護者の方と思われまますが、その方から、この受動喫煙の問題を議会で取り上げてほしいという旨の投書が、私のところにあったわけでございます。そういったことで、このたび取り上げさせていただいたんですが。 その施設では、今、こども課長言われますように、喫煙所という張り紙が、敷地内の建物の外に貼られている。しかし、施設側とすれば、ちゃんと分煙して配慮をしているという思いだと思うんですが、やっぱり子どもさんを抱えている保護者の方からすれば、それではまだまだ納得できないということが言われているわけなんですね。 私も本庁舎内とか、またコスモス、めくば一帯等、調べさせていただきましたが、確かに灰皿がこんなにあるのかな、というふうな驚きをいたしましたわけでございますので、今後見直していくという、財政課長、大いに期待をしたいと思います。 学校、保育所等がそのように努力をしておられるわけではございますが、しかし、これが住民に果たしてきちっと、本当にまだまだ伝わっていないんじゃないかと思ひまして、特に、行事、運動会等におきましては、どうしても敷地外ではあってもたばこを吸うという方たちがおられます。 そういったことで、じゃあこれをどういうふうに啓発をしていけばいいのかという問題が出て来ると思いますが、この点、町のトップとして、この受動喫煙に対しまして、町長はどのようにお考えになっておりますか、お尋ねいたします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 喫煙率、者はですね、減少の傾向に進めていくのが、やはり健康上考えた場合必要だと考えております。 ただ、全町挙げて、そういった禁煙条例を制定するというようなことでは、まだまだないんじゃないかと、そのように思っております。 やはり今はマナー的に考えましてですね、積極的に気づいた方々が注意し合う、そういったことが重要かとも思っております。 先ほど言われましたように、喫煙場所につきましても、他の方に害が、できるだけ与えられないような、そういった場所等については十分検討してまいりますけれども、やはりマナー的な思いをもって進めるべきだと、今の段階では考えているところでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	学校関係、しっかり取り組んでいただいておりますが、三輪小学校の体育館には、やっぱり灰皿がまだ設置されている。これは、生涯学習のほうとの兼ね合いもあるのかなと思いますし、また、トレセンは中学校の生徒も使うわけなんですが、やはりそ

	こにも1つ灰皿が置かれておりまして、また、ある行事のときは、もう使用する人が、煙草の吸殻用のバケツを持参で利用されるとか、そういうふうなことも聞いております。 本当に、先日女性団体との移動町長室が開催されたわけですが、そこでは各行政区における受動喫煙防止の認識が、たいへんまだまだ低いのではないかという意見も出されておまして、そういった、まだ若干教育現場で残されている部分、それと各行政区、区長さん等への指導、そういったことはどのように今後進めていかれますか。
議 長	健康課長
健康課長	この間言われました団体との意見交換会には参加しておりまして、そこで意見をお聞きしまして、早速ではございますけれども、先日区長会がございました。そのときに議題のほうには上げておりませんでしたけれども、急きょ総会時あたりですね、区の行事あたりでの喫煙については、区の方と話し合ってもらって、分煙をお願いしますというようなことで、お願をしているところでございます。以上でございます。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	先ほどから議員ご指摘のようにですね、社会体育施設等についても、現状では体育館の入口前とかに灰皿を設置して、屋外ではありますけれども、そこを喫煙場所としているような状況でございます。 そういうことで、今後ですね、十分検討して、少しでもそういう受動喫煙にならないように配慮をしていきたいと考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	よろしくお願いいたします。 財政課長が灰皿の設置、見直すということでございますが、1つどうしても気になることがあるんですが。 役場職員の方、仕事は一生懸命させていただいていると思いますが、やっぱりどうしても就業時間中に喫煙の姿というのが住民の目に触れますと、いい評価はされないと思います。仕事はされていると思ってもですね、そういうふうにやっぱり評価されにくいと思います。 喫煙者にとりましてはストレスで、ちょっと仕事に支障があつてはいけないということも考えますし、どこまでを許容範囲に認めるのかなという部分もあつて、若干、苦渋的な問題もあるんですが。 この職員の喫煙場所の改善ということはお考えでございましょうか。
議 長	財政課長
財政課長	場所のことですので、私のほうから申し上げますけれども。 まず、1階ではですね、職員は、ほとんど昼休み以外は吸ってないような状況でございます。 2階が、2階の喫煙場所で吸ってます。3階は、もう財政課しかございません。財政課の職員が吸っているという状況でございます。 あと、外で吸っておりますけれども、その場所が、先ほど少し申し上げましたけれども、出入口とかですね、ある部分については、当然変更しながら、なるべく見えにくいところ、人通りがない所に変更してまいりたいというふうに考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	前向きな回答をいただいておりますので、今後しっかり取り組んでいただきたいことを期待いたしまして、この質問は終わらせていただきます。 次に、胃がん検診にピロリ菌検査を、ぜひしていただきたいということで、ご質問したいと思います。 厚労省の人口動態調査によりますと、毎年約10万人の人が胃がんと診断されて、

	約5万人の方が胃がんで亡くなっていると。肺がんが1位で、2番が胃がんということでございます。 この胃がんというのは、東アジアにたいへん多くて、それも年代的には50代以降ということでございます。 発症要因といたしまして、国際がん研究機構、IARCによりますと、このピロリ菌を危険因子に指定し、除菌治療を推奨しておられるということございまして、胃がんは今後予防が可能ながんとも言われているということでございます。 現在筑前町におきましては、バリウム検診、これはいわゆる2次予防が実施されておりますが、日本国におきまして、50歳以上の国民にピロリ菌検査と除菌を行った場合は、250億円年間かかると。しかしながら、胃がんの治療には、現在、3,000億円が使われているというデータがございまして、こういったことで、バリウム検査だけではなくて、1次予防としてのピロリ菌検査をして除菌をすれば大きな効果が上がるというふうにも言われております。 ということで、ピロリ菌検査を町として導入するお考えはないのかな、というふうにお尋ねいたします。
議 長	健康課長
健康課長	具体的な内容でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。 まず、ピロリ菌につきましては、平均的にはほぼ6割の方が感染してあると。高齢者の方につきましては、7割の方が保菌されているというようなことで言われております。 ピロリ菌の検査方法につきましてはいろいろあるわけですが、内視鏡、胃カメラですね、それとか血液検査、呼気検査、便検査、尿検査といういろいろあるわけですが、ピロリ菌自体、ピロリ菌の影響と言いますのが、ピロリ菌の中でも3割程度ががん、その他の影響を与えると、そういうようなことで言われております。 正確に、その菌が胃に影響を与えるものかどうかというような判断になりますと、やはり胃カメラとかでの検査が必要になるかなというふうに思います。 検査自体血液検査であるとか、そういうものにとっては、経費的には2千円前後というようなことで、あれなんですけども。まず、7割、6割の方のピロリ菌感染を発見しましても、今の保険診療制度の中では、ピロリ菌性の胃潰瘍の治療のときに除菌をするというもののしか保険診療の中で認められておりません。 私どもとしましては、ピロリ菌を除去することによって、胃がんが減ることであればですね、これはうれしいことだろうと思うんですけども、なかなかその後の指導ができない、病院に行ってくださいと言っても自費でしなければならないというようなことになってきますと、なかなか指導ができないということで、検診の中にそれを取り込むことは、難しいのではないかとということで考えております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	足立区では2年前からこのピロリ菌検査を実施されているというふうに聞いておりまして、ピロリ菌が発見された場合、当然、精密検査になるわけですが、その結果、保険適用外の人におきましては、除菌費用を助成しているというようにもされておりますので、こういったことも考えていただいてもいいのかなというふうに思いますが、保険診療該当外の方にですね。 ちょっとお尋ねしますが、今、バリウム検査が筑前町で行われておりますが、この費用は1人当たりいくらかかっておりますか。
議 長	健康課長
健康課長	バリウムの検査費用ということですが、検診費用、検診会社と全体的な金額

	の中での割り振りとなってきますので、正確な部分ではないと思いますけれども、見積り上は3,400円で来ております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	ピロリ菌がですね、乳幼児期に感染するそうですが、これは、上下水道の状態が悪く衛生状態がよくなかったりとか、飲み水に起因しているというふうに言われております。それで60歳以降の方等が多くピロリ菌はあるというかですね。 それで、若い方にとっては、衛生が完備しておりますので、あまりピロリ菌感染は激減しているというのが実態だそうでございます。 それで、国立医療研究センター国府台病院というところが研究しているんですが、約8年間の追跡調査の結果、ピロリ菌感染者の集団、3%が胃がんになったけれども、ピロリ菌感染者じゃない人は0であったということで、これは、世界的に合意されているということでございまして、実は、ピロリ菌を検査して除去するというのも、そういうやり方もあるんですが、もう1つ、粘膜の委縮を血液で調べるペプシノゲン検査、これは特定健診のとき同時に血液検査できるそうです。それと、ピロリ菌検査、これも簡易で、息を吹き込むことで実施ができるというふうに、今、そういうものもあるということなんです。 それで、このペプシノゲン検査とピロリ菌検査を行って、その方の胃の健康度を調べ、そしてピロリ菌に感染していない人を胃がん対象者から除外できるという、リスク分類による効果的な検診、これをABC検診と言われているそうですが、こういうものも今、提唱されております。 早口で言いますが、ピロリ菌、ペプシノゲン検査ともに陰性の方というのは、これをA群としたとき、年間の発症率はほぼ0で超低リスク、将来的にまず胃がんにならないだろうということでございます。 ピロリ菌陽性、ペプシノゲン陰性、この場合はB群として、3年に一度内視鏡検査とかが推奨されている。 また、ピロリ菌、ペプシノゲンともに陽性の場合というのは、2年に一度内視鏡検査をすればいい、これをC群としたときにですね。 だから、このABCというふうに、ピロリ菌検査によって分けたときに、やっぱりA群がともにピロリ菌、ペプシノゲン検査ともに陰性の方というのは49%、50%ぐらいの方がいらっしゃるということで、これをまた費用対効果で見ますと、胃がん、1例を見つけるのにかかった費用というのが、いわゆるX線検査の場合が、330万か80万、そのくらいかかるそうございまして、このピロリ菌検査によるリスク分類による検診であれば183万程度で済むということ。また、1人当たりの検査費用も、バリウム検査が3,400円と先ほど申されましたけれども、千円台で済むというようなことで、費用対効果もあるというふうに言われております。 本当に、私もバリウム検査しましたが、やっぱり苦痛を伴うと言いますか、ちょっと嫌な思いを抱きながら検診を受けております。 やはりリスクの少ない人は、例えば5年に1回とか、そういうふうな検査をすればいいわけですし、リスクの高い人に対しては、それだけの、それに応じた対応をするという、その検診のあり方ですね。それをやはり考えていかれてもいいんじゃないかなというふうに思います。 ぜひ、このことを研究、検討していただきたいなと思うんですが。
議 長	健康課長
健康課長	言われますとおり、経費的な面、そういう面でいきますと、私どもが委託しております会社に、同じような検査、ピロリ菌検査、PGE検査、ペプシノゲンの検査を、いくらぐらいだろうかというようなことで、まだこれは概略の概略だと思いますけれども、

	ども、ペプシノゲンにつきましては大体3千円程度かかると。ピロリ菌の検査につきましては、これは、血液検査ですけれども、2千円程度かかるというようなことで、これは、毎年の検査は必要ないというようなことになってきますので、経費的にはいくらか安くなるのかなということでは考えております。 ただ、リスクによる内視鏡検査というようなことになります。普通バリウムを飲みまして、X線をするわけですが、これは、検診のガイドラインというようなものがありまして、どちらの方向からどういう写真を撮る、こういう状況であったらば精密検査というようなことになってきます。 それはもう、ある程度そこに胃がんの疑いがある、胃潰瘍の疑いがあるというようなことで、そういうことになっているものと思いますけれども。このPGE検査、先ほど言われましたABC法によるPGE検査等によりますと、内視鏡検査になってきます。 内視鏡検査の費用としましては、内視鏡検査自体が大体13千円程度かかります。それにいろんなポリープであるとかが見つかりますと、病理検査ということになりますけれども、それで大体12千円ほどかかるというようなことでございます。 これも、まだこの検診自体が一般化してないというかですね、そういう中で、保険診療でできるかどうかというようなものについても、確定的な見解、これも国保連合会のほうに問い合わせたわけですが、なかなかはっきり「できます。」「できません。」というような回答が返ってこないというような状況でございます。 そういう中で、やはり指導に問題が出て来るということは感じております。 それと、もう1つ、ピロリ菌の問題ですが、ピロリ菌につきましては、先ほど言いましたように、6割から7割の方が感染してあるというようなことでございますけれども、ピロリ菌自体がなくなると、今度は食道炎とか食道がんの症例が増えて来るというような研究結果も出ております。ですから、まだ、研究途上の段階かなというようなことで考えております。 それに、この検査方法でされていますのが、症例的にまだ数がですね、がんの発見者数が、高崎市あたりがしてありますけれども、170何人という形でですね、まだ、がんの発見率というのは0.1%、2%、そういうレベルの話でございます。 ですから、症例がちょっと少ないので、まだその立証がもう少しかかるのではないかなと思っております。 ただ、厚生省のほうでもですね、この方法を調査に入っているというようなことは出ておりましたので、今後注目はしていくべき検診方法だと思っておりますけれども、今すぐ取り入れるということには、まだならないというふうに考えております。以上です。
議長	梅田議員
梅田議員	すでに今申し上げました、足立区そして目黒区、また埼玉県の越谷市、岡崎の真庭市、そして課長言われました高崎市、栃木県の大田原市は実際として実施がなされております。 企業でも神戸製鋼所とか立命館大学等でもですね、企業健診の中で行われるということで、確かに、まだまだこれは先進的なものでございますので、本当に十分に研究、検討をぜひしていただきたいなと思います。そして、やはりこれをするによって、胃がんの罹患減少が期待できると思いますし、胃がんの治療費も大幅に削減できるというふうに考えますので、今後の取り組みに期待いたしますので、よろしくお願いいたします。 これで、質問を終わります。 次に移ります。 高齢者の聴力検査について、でございます。

	本当に超高齢社会といわれております。健康長寿で幸せな一生を誰もが願っております。しかしながら、年齢を重ねることによりまして、私もいろいろ最近、年を感じるわけですが、いろんな症状が体に出てまいります。 私たちが社会生活をする上に、まず、コミュニケーションというのは欠かせないものなのですが、特に聴こえということ、このコミュニケーションの基本だと思います。 耳が聴こえづらい、難聴というのが、認知症を引き起こす1つの原因とも言われているようです。 これは厚生労働省のデータなんですけど、65歳以上のうち聴こえづらいと自覚している人が21.6%、70歳以上が25.2%、4人に1人が難聴を自覚しておられるということ。また、ある耳鼻科のお医者様によれば、加齢性の難聴の発生頻度というのが、60歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上であれば80%を超えると言われておりますが、本町におきます聴力検査の実態と言いますか、高齢者の聴力の現状、どのように捉えておられるかお尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	今現在、聴力検査は、健診、その他のところでは行っておりません。 ただ、健康課ではございませんけれども、補聴器相談会とかですね、そういうものの中では補聴器を付けるための検査を行われているようです。
議 長	梅田議員
梅田議員	それでは、今のところはさほど何もなされてない、把握もなされてないというような現状なのかなと思います。 やはり加齢による難聴というのは、高い音が聴こえにくくなるとかという特徴もあって、やっぱり連続的な音を取りにくくて、途切れて聴こえる、聴き違いが多くなるとか、会話がスムーズに進まないとか、いろいろあるようです。 そういった中で、先ほども申し上げましたが、本当にこの難聴によるコミュニケーションというのは、社会参加ができにくくなるわけでありまして、家庭内でも孤立しがちになりますし、閉じこもりがち、鬱とか認知症とか進展させないためにもですね、定期的な検診を何らかの形でする必要もあるんじゃないかなというふうに考えるわけですが、この定期検診についてはどのようにお考えでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	まず、聴力検査につきましては、周波数4,000ヘルツから1,000ヘルツの周波数を聴こえるかどうかというようなことで図るわけですが、高齢になるとともに高音の分、4,000ヘルツからの分が聴こえなくなります。 最終的に日常会話が普通にできるかどうかというのが、1,000ヘルツが聴こえるかどうかで言われております。 検診会社あたりでもですね、1,000ヘルツが聴こえるかどうか、特殊な仕事をしてない限りは1,000ヘルツが聴こえない場合については、病院の受診であったり、補聴器の問題であったりとか、そういう指導をしているというようなことでございます。 ただ、これにつきましては、1,000ヘルツが聴こえないということであれば、症状的に会話がなかなか聴き取れないと、そういう症状が表れてきております。 ですから、そこをさらに検診するということにはならないのかな、というふうに考えております。 ですから、指導としましては、会話ができにくいということであれば病院、これは周波数だけの問題ではなく、その大きさ、音の質によってもいろいろ変わってまいります。 ですから、それを図るとすればやはり病院あたりの機械で正確に測られるのが一番

	だと思しますので、やっぱり症状が出て来られたら病院で受診していただくというようなことで、指導するしか、保健の関係からいくと、そういうことになってくるかなというふうに考えています。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	実は埼玉県鶴ヶ島市では医師会による定期検診の結果、これは、平成19年に行われて9,653人が受診されておりますが、そのうちに575人に異常が認められ、専門医の再受診を勧められたということで、約6%の方がやはり再受診が必要であったということなんです。 筑前町におきまして、将来定期検診に入れていただきたいという期待はいたしますが、この鶴ヶ島市におきましては、実は簡易聴覚チェッカーという、商品名で言っていいかどうか分かりませんが、ペンギンズボイスと言うそうですが、この1台59,800円、これを3台購入されまして、そして市の職員が、要支援の方をはじめ、例えば老人会とかいきいきサロンとか、そういったところに行きまして、そういったところは筑前町におきまして、いきいきサロンとか老人クラブ定例会、行われておりますが、そこで血压測定とか希望者の方はなさっております。 そういう感覚で希望者を募って、希望者の方に簡易聴覚チェッカーで検査をなさっているということなんです。 それで、これは、病院のチェッカーではございませんけれども、耳鼻科の医師が考案したということで、これによってですね、あなたは受診をされたほうがいいですよというふうなことの目安になるそうでございますので、せめてこういうふうな簡易聴覚チェッカーを活用した聴力検査というのはできないかなと思いますが、その点の見解をお尋ねいたします。
議 長	健康課長
健康課長	確かにいきいきサロン、そういうものにつきましては、老人クラブとかの要請がありまして、保健師等が血压を測定したり、その時々健康に関する問題、栄養に関する問題、そういうものを講話するというようなことで行っております。 血压測定はどちらかと言いますと、来ていただくための1つのものでありまして、ただ、血压測定も保健師が行いますけれども、保健師としては、血压が高いですよ、高血圧ですよとかいうことは言えません。あなたの血压は100何十何ですよというように、血压の位置を図で示したりして、この位置にありますよとかいう指導をするというのが、保健師の認められている仕事でございます。 そういう観点からいきますと、先ほども申し上げましたけれども、1,000ヘルツが聴こえるか聴こえないかというのは、ある程度もう自覚症状が出ていると。それにはまた大きさ、質の問題もございます。 大きさ、質までを言いますと、微妙に診断との絡みが出てくるかなというように考えております。 先ほど言われておりました器具もですね、いろいろインターネットあたりで見てもたんですけど、なかなか探しきれなかったんですけども。 高齢になられますと、ほとんどの方がある程度耳には影響が出てくるのかなということで思いますが、認知症と会話の関係、そういうものであるとかをいきいきサロンの中でお話をしたりとかですね、そういう中で、お話をすることで、聴き取りが悪いかなというように、受診を勧めたりとかですね、そういう形での指導を今後さらに進めていきたいというふうには考えております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	先ほど申しました鶴ヶ島市におきましては、この簡易聴覚チェック、希望者を募られたら、やっぱりほとんどの方が希望されるということでございます。

	やはり聴こえというのは、本当にコミュニケーションの基本的なものでありますので、十分にですね、この点研究して、よかったら前向きにぜひお取り組みしていただきたいと思います。 やはり高齢者の尊厳ある生活と言いますか、社会参画を維持するということ、認知症の予防にもこれは繋がっていくと思いますので、この点の取り組みをしっかりと今後お願いしたいと思います。期待をいたします。 次に移ります。 多目的運動公園広場について、でございます。 8月17日の全員協議会におきまして、多目的運動公園の事業進捗状況について、私たち議員は説明を受けたわけでございますが、傍聴者も本日いらっしゃいます。せっかくの機会でございますので、今の進捗状況と面積とか総事業費、完成予定等、お聞かせ願いたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	担当課の都市計画課のほうから答えさせていただきたいと思います。 公園の規模につきましては9.6haでございます。施設の概率的には、多目的広場それから野球場を中心といたしまして各種広場、それから駐車場、調整池等を設置することにいたしております。 概算事業費は、現在、約10億8,800万円と試算をいたしております。 財源につきましては、国庫金から社会資本整備総合交付金を充てることにいたしております。その不足部分の一般財源につきましては、公共施設等の整備基金から充当をお願いしたいと思っておりますのでございます。 事業計画と申しますか、現在の進捗状況でございますけれども、平成23年度におきましては集中的に買収、それから、補償契約について、12月末までの契約成立を目指して、地元の委員会と連携をしながら頑張っておりますのでございます。 そうは申しましても、平成23年度の社会資本整備総合交付金につきまして、震災等の影響もございまして、要望額の約35%が減額になったということでございまして、23年度におきましては、一部事業計画の先送り等も余儀なくされたところでございます。 さらに7月に、事業用地内にあります山林のですね、文化財の試掘確認調査を実施しております。中に埋蔵文化財等が露見いたしましたので、一部計画の微調整が必要になっておるというところでございます。そういうふうな状況で23年度は進めております。 24年度には、実施設計にあたりたいと思っております。さらに基盤整備工事等の着手も行いたいと思っております。平成25年度、本工事に着手ということで計画をいたしております。事業が計画通りに進捗するように努めておるところでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	今後の速やかな進捗を望むものでございます。 実施設計がまだでございますので、具体的なことは不明と思うんですけれども、今後明確になってくるとは思いますが。 完成後の維持管理費、これは、もう必ず発生するわけでございます。 現時点でもし分かれば、この維持管理費、どの程度予想されているのか、お尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	前回の議会のおりにもご質問がありましたけれども、できるだけですね、削減に努めていきたいとは考えておりますけれども、当然維持管理費というのは、あれだけの

	施設ですので発生するのは当然でございます。 今ですね、都市公園と言いますか、私どもが管理しておる公園全体で2千万円近くの支出がっております。できるだけ削減に努めて、利用者に迷惑をかけないようなすばらしい公園の維持管理をしていきたいと考えておりますが、今の段階で、どれがいくらになるかということの積算はやっておりません。
議 長	梅田議員
梅田議員	維持管理費、相当かかるんじゃないかなというふうに推測いたしますが。財源確保、獲得に努力が必要じゃないかなというふうに思います。 私、通告の中で財源確保じゃなくて、獲得というふうに書かせていただいております。本当に少しでも努力してですね、財源の獲得を図っていくべきじゃないかなというふうに考えましたので、獲得という言葉を使わせていただいたわけなんですけれども。 それで、命名権の販売なんですけど、これは、平成20年9月議会に、公共施設等の命名権の販売について、1度提案をさせていただいた経緯がございます、このような多目的運動公園の施設等においては、この命名権の販売というのは可能ではないかなというふうに感じます。 それで、この命名権の販売について、行政といたしまして、しっかり積極的な売り込みと言いますか、そういうことをやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでございますか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。 多目的運動公園の事業用地につきましては、町のほぼ中央に位置をいたしております。それから、基本構想の段階から全町の幅広い年齢層の皆様方に広く利用していただける施設づくりを基本理念において、日常的な健康づくりができ、スポーツ大会やイベントの開催等が可能で、四季を通じて利用できるスポーツ・レクリエーションの拠点、交流の拠点を目指して事業の進捗をしておりますところでございます。 主な利用者は町民でございます。この公園が将来にわたり町民みんなから愛されるような名称、あるいは愛称を、ぜひ考えていただきたいというふうに思っておりますところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	利用者は、基本的には町の財源を使ってしまうので、町民の方がほとんどだと思いますが。だからと言って、町外の方が使わないというふうにはならないと思いますし、こういう立派な公園ができますと、町外からもぜひ使わせてほしいというふうな申し入れというのは、当然出てくるんじゃないかなと思います。 そういったことで、町長いかがですが、努力をしていただきたいと思います。ただ、町民が使うから「しません」ということは、いかがなものかと思いますが。
議 長	町 長
町 長	お答えいたします。 今からの施設についてはですね、非常に今までの概念と違った方策等を取り入れる必要があらうかと思っております。 昨日もお話いたしましたけれども、公共施設につきましても、貸付とか譲渡に対する法律の規制が見直されようとしております。 そういったことも含めまして、また、ご案内のように低炭素化社会を推進しなければなりません。そのことが、今、ビジネスチャンスにもなっております。 そういったことも含めまして、トータル的にですね、実施設計の段階で、運営について、またそういった命名権について、あるいは運営について、十分検討していきたい

	いと思っております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	しっかりと努力をしてください。 それとふるさと納税なんですが、これもそんなに多くの額じゃないですが、やはりご協力してくださっている方が多くいらっしゃいます。 そういったことで、このふるさと納税を多くの方に協力していただくということも大事じゃないかなと思いますが、この点について、お伺いいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 冒頭にご質問いたしました件でお答えをいたしましたけれども。 多目的運動公園事業に必要な財源については、国の社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、そして町の負担分といたしましては、公共施設等の整備基金を充てて行く計画でございます。 今、ご提案のふるさと応援基金になるかと思いますが、ふるさと納税の原資は、ふるさと応援基金条例に基づきまして、基金積立を行っておるわけでございますけれども、この活用につきましては、町としても対応を研究していきたいと思っておりますのでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	ふるさと納税についての対象事業というのは、いくつか定められていると思いますが、その中にぜひ、この多目的運動公園についての維持管理費に充てるというか、そういったことでも多くの方にご協力いただけるんじゃないかなというふうに考えます。 あんまり時間ありませんから急ぎますが、命名権の販売等に至らなくても、例えばベンチに広告を書いていただいたりとか、野球場の周辺に広告を設置していただくとかですね、そういうふうにさまざまなことが、働きかけができるんじゃないかなと思いますので、大きな金額は期待できるかどうかは分かりませんが、やはりこういうしっかりと努力して、財源獲得に努めていただきたいと思います。 次に移ります。 自然エネルギーの利活用について、でございます。 東日本大震災発生後、電力というエネルギーについて大きく問われておりますし、また、自然エネルギーへの地産地消ということも、今後研究が必要じゃないかと思えます。 また、この公園につきましては、ナイターの設備なども当然されると思いますので、太陽光とか近辺に草場川が流れております。上水道の自然流下と言いますか、そういったものを利用した小水力発電とか、そういうことも当然考えられるんじゃないかと思えます。 日田市ではスモールハイドロストリームと言いまして、用水路発電を今回3基導入するというふうに、ニュースで聞いておりました。 やはりこういう自然エネルギーの地産地消的なことも大いに研究を重ねていただきたいなと思います。 そのことを1点と、それと運動公園である以上、運動後にシャワーをかかりたいというか、シャワーは必要じゃないかなと思います。 シャワーということになりますと、今、太陽光発電とともに各ご家庭の上には太陽熱温水器というのがついておりますが、その太陽熱温水器を活用して、シャワー設置というのが可能じゃないかなというふうに考えますが、その2点お尋ねいたします。
議 長	都市計画課長

都市計画課長	お答えいたします。 町の総合計画の中にもですね、快適で住みよい筑前町を実現するために、さまざまな施策を展開しておるところでございますけれども。 その1つに、太陽光発電についてもですね、積極的に推進するということがうたわれております。当然これにつきましても、この公園につきましても、推進の課題ということで考えておりますけれども。 ナイター設備、高圧電流でございますので、これが太陽光発電でどうこうなるというような設備ではございません。 それから、草場川につきましてはですね、非常に流れておるときにはもうオーバーフローするような状況になっておりますけれども、基本的にはほとんど涸れておると、夏場以外は涸れておるといような状況でございますので、それが利用できるかということの検討につきましては行っておりません。 シャワー等につきましてはですね、基本的には上水を引くということで計画をいたしておりますけれども、その温水化、その辺のところについて、できるどうかの検討は当然させていただきたいと思っております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	ナイター等は大きな電力というのは十分分かっております。 ですので、それを補完するということで、他の自然エネルギー等をですね、導入するということも考えられるんじゃないかなというふうに思います。 町長も、この自然エネルギーについては、たいへん理解があるように思いますし、9月補正予算につきましても、早速本庁に、庁舎の上に30k、また、車庫、倉庫の上に20kということで、太陽光発電を予算計上されております。これは、もう本当に評価いたしますが。 この自然エネルギーの地産地消、もう一度町長のお口からご答弁願いたいと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 平成22年度にですね、各小中学校にソーラーシステムと風力発電を設置いたしました。このときの目的は低炭素化を求めるものでございます。 環境問題といたしまして、ぜひ先進的に、また学習的に、そういった自然再生エネルギーを活用したいと。それを目に見える形で子どもたちのほうにも役立てていただきたいという思いでございます。 併せて、具体的にどれだけ低炭素化できるかということですね、数値をもって、今からはお互いが理解し合う時代になったんだと、そのように思っております。 そして今回の場合は、やはり何と言いましても、東日本大震災の影響でございます。そのことを受けまして、町自体が積極的に自然エネルギー問題に取り組んでいくんだという方向性を示すためにも、今回、庁舎にソーラーシステムを導入されるということを、今回提案させていただいているところでございます。 これからの町はですね、それぞれの町が地産地消という考え方を、エネルギーにも持ち始めてまいります。そして、それぞれの町がどれだけ自然再生エネルギーを導入しているかというのが、その町の住み良さ、あるいはまちづくりに対する考え方を示すバロメーターにもなってくると、私は考えております。 そういった意味においても、積極的に、すべての事業にですね、言われますように、バイオから水力から風力から、さまざまな発電が起こりうるわけでございますが、さまざまな研究機関もなされております。また、法律改正も今回なされましたし、来年の7月にはですね、具体的なものが、制度設計が示されるというふうに聞いております。

	す。 ビジネスにも大いになるわけでございまして、今回、これからのですね、施設そのものの維持費を考えていく場合に、こういった自然再生エネルギーを活用するということは、当然、設計の中に組み込んでいかなければならないと、そのように考えているところでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	これにて、梅田美代子議員の一般質問を終了いたします。 引き続き、一般質問を行います。 栗野光雄議員
栗野議員	私は、通告書に基づき、農業問題、消防団関係、教育問題の３点を質問いたします。 まず、初めに農業問題について、お尋ねをいたします。 ＴＰＰの問題につきまして、質問を申し上げます。 ８月下旬に野田総理が指名をされ、９月初めに閣僚が決定をし、野田内閣が発足したわけであります。 野田総理大臣が、ＴＰＰに前向きであるような報道がなされておるわけでございます。１０月下旬から１１月上旬に方向を決定したい意向があるようでございます。 参加が決まれば、わが国、わが町の農家、農業は、大打撃を受けることが必至であります。ＪＡ農政連の代表の人からお話を伺いましたところ、農協、農政連とも組織を挙げて強力に反対運動を展開していくそうであります。 そこで、町の今後の取り組みや対策はいかがであるか、質問をいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	私のほうからお答えをさせていただきます。 議員お話のような情報、新聞等の、マスコミ等の情報はそういうことでございますけれども。 朝倉管内でもＴＰＰ交渉参加反対に３３，１７５名の方々が署名されております。たいへん多くの方々が反対をされているという現実を踏まえながら、本町基幹産業であります農業を考えました場合に、影響は計り知れないと思われます。深刻な影響を及ぼすことは必至であると考えております。 今後もＪＡをはじめいろいろな機関とも手を組んで、国、県へ働きをかけていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	町も、ただ今課長が申されましたように、積極的に県、国に働きをしていただきまして、ぜひとも阻止をしていただきますようお願いをいたします。そして、農家が安心して農業に取り組めるような環境づくりを、お願いをいたします。 次に、黒大豆について、お尋ねをいたします。 昨日、金子議員のほうより質問がありましたので、簡単にお伺いをいたします。 黒豆は共済の加入ができないと聞いておりますが、大きな被害が出た場合はどうなされるのか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 昨日も少しお話をしたと思いますが、現段階では共済加入ができておりませんが、平成２４年からは前向きの方で検討がなされているというふうに聞いております。 現段階では、共済加入はできておりませんので、それぞれの作付け農家の方が、そ

	ういう被害が出た場合には、それぞれがご負担というふうな形になろうかと思っております。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	私が共済組合にお尋ねをしましたところ、ただ今、課長が申されましたように、来年度は面積がある程度まとまれば、共済の加入はできるだろうとお聞きいたしております。 今年の作付けは、耕作者１３名、収量は１８トンと昨日お聞きをいたしましたところでございます。販売のほうは、昨日お話になりましたように、販路の拡大をお願いするところでございます。 今後はクロダマルの団地化を形成し、機械の導入を図り、効率的な作業体系を確立されるようお願いをいたします。そして、農家が後顧の憂いなく、特産品作りに励まれるような施策づくりをお願いするところでございます。 続きまして、農業後継者問題について、お尋ねをいたします。 どの地区におきましても後継者不足は深刻になっております。現在の農業を担っているのは、６５歳以上の人が大半であると思っております。 そこで、新規就農者の方、Ｕターンして農業に取り組む方、退職で農業をされる方につきまして、町は優遇措置の考えがあるか、質問をいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 現状といたしましては、新規就農者として頑張ろうとしている方が、ここ数年２、３名の方がおられます。また、若手の後継者として４Ｈクラブ会員も７名おります。担い手として頑張っている３０代、４０代の方が３５名おられまして、認定農業者も平成２３年度現在１３０人となっております。 若い担い手の育成、確保は課題ではございますけれども、新たに農業を始めたい人は、農業技術や機械等の資本を持たないために、就農へのハードルが高いというところも現状でございます。 そのために農業技術につきましては、ベテラン農家での研修を受ける事業を考慮中でございますし、機械や施設につきましては、新規就農者が農業用機械、施設を導入する場合、経営体育成交付金等の事業がございます。今、この事業を進めておりますが、すでに活用して頑張っている若い後継者もおります。 土地や施設につきましては、農地の利用集積を進めることはもちろんでございますけれども、遊休園芸施設などもありますので、有効活用も考えていきたいというふうに思っております。 また、朝倉普及センターが事務局となりまして、就農支援資金それから農業近代化資金などを紹介しておりますので、その事業を有効的に活用していただくようお願いをして、進めているところでございます。 議員おっしゃいましたように、全国の農業従事者の平均年齢が６６歳と高齢化が言われております。本町の場合、専業農家は平均５６歳というふうなことでございますけれども、今後は企業等を退職をされようとする方々、５０代から６０代の方々をいかに会計事務やオペレーターとして、地域の集落営農組織などで活躍をしてもらうかということも、今後の組織の充実を考えていく場合には、必要なことではないかと考えております。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	予算の関係で非常に難しいと思いますが、町の基幹産業でありますので、農家、農業者が希望と意欲をもって取り組みやすいような施策をお願いいたします。 続きまして、消防団関係につきまして、お聞きをいたします。

	消防団員の方には、日夜町民の防火・防災にご尽力をいただき、たいへんだと思っております。また、9月4日には、町のポンプ操法大会が行われ、意気軒昂な訓練を拝見しまして、町民の1人として非常に心強く思ったところでございます。 先日、新聞、テレビ等で報道があっておりましたように、福岡市東区の消防団員が飲酒運転で逮捕されております。わが町も団員の飲酒運転にはくれぐれも注意をし、飲酒運転の撲滅を目指していかなければならないと思っております。 団員の確保について、質問をいたします。 3月議会のおりに尋ねておりましたが、定員の確保は大丈夫か、再度お尋ねをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	まず、冒頭の飲酒運転の関係でございますが。 筑前町消防団、日頃から、以前から、もうずっと重々ですね、それだけは絶対しないようにということで、信頼関係を崩すもとになるということで指導しておりました。 先ほどの事件が起きました後も、団長自らですね、再度徹底させるという部分での通達を出しておりますので、ご安心いただきたいと思います。 では、ご質問にお答えさせていただきます。 団員の確保ということで、条例定数323名でございます。 現在おかげさまで、定数どおりの団員を確保させていただいております。非常にありがたく思っております。 しかしながら、やっぱり地域におきましては、35歳までの若者がいない地区であったり、なかなか団員になっていただけないという地区もございますので、35歳を超えていても、火災の際には出動していただくという機能別団員21名を含むものではございます。しかしながら、条例定数どおりの確保ができておるところでございます。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	私が調べましたところ、いくつかの分団で団員数が少なく、訓練等事前に計画されてある場合は、出動団員は多いそうで、突発的な災害時は心配であると聞いております。 先ほど課長の答弁にありましたように、定数は充足していると聞きましたが、私が聞いたところによりますと、1つの分団で5名も6名も欠員があるそうでございます。実態を把握してもらい、対処していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 確かに議員おっしゃいますように、分団によりましてはですね、欠員という形の部分もございます。 全体の筑前町消防団として、みんなで補い合うというふうな形で、今後も進めていきたいと思っております。 また、分団によって欠員が生じるという場合、また、分団によっては、昼間町外の仕事をしているので、昼間の火災に駆けつけられないという分団もございます。 そういったところには、先ほど申しました機能別団員さんというふうな形で、団員ということで確保しまして、昼間の火災に出動していただくということ。 それからまた、昨年度から、以前は夜須地区、三輪地区という出動体系を取っておったわけですが、昨年から全分団が筑前町の火災等には出動するというふうな体制も強化しておりますので、突発的な災害にも十分対応できるような体制ということで、今後も考えてまいりたいと思います。

議 長	栗野議員
栗野議員	私がお聞きしましたところ、相当数の団員が欠員しておるようでございますが、ただ今、課長が申されましたように、町の消防団が一体となって、防火・防災に全力を尽くしていただきますようお願いをいたします。 続きまして、団員の勧誘の問題も、さっきの定員の件同様で、勧誘は非常に難しいと聞いております。各区の区長、区の役員さんと一緒にお願いしたらどうかと思っておるところでございます。また、町外より町内の企業、会社に勤められている人に、入団をお願いできたらと思っておりますが、お考えをお聞かせください。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 団員の勧誘ということで、また、今年度末も退団者がおるわけでございます。ですから、もう早い段階から分団幹部を中心としまして、対象年齢者の名簿を今、閲覧を始めておるわけでございます。そして、勧誘の準備ということで、早め早めに対応するような体制を取っております。 それから、区長さん辺りにも、実はもうお願いをしております。毎年１２月の区長会で、いよいよ勧誘のピークになりますので、分団のほうから、もし要請があった場合には、ひとつ区長さん方、また隣組長さん方も協力をお願いしたいということで、実際一緒に回っていただいております行政区もあるわけでございます。 それから、もう１つは、町内の企業、会社の方を団員にというふうなお話でございます。 原則としましては、やはり消防団、いろんな職種も違う、年齢も違うというふうな団員が１つ会しまして、１つの目的に向かって、いろんなコミュニケーションを高めながら取り組んでいくという、集団型の人材育成の組織でもあろうかと思っております。ですから、できるだけ筑前町を愛するような地元の若者というものを、まず優先として勧誘をさせていただきたいと。 その中で、どうしてもまた近い将来的に団員が恒常的に不足するという場合には、そのような企業、会社のほうにもお願いに回るといことも、検討すべき時期が来るかもしれませんけれども、現段階では、ぜひ町内の若者ということで頑張っていきたいと思っております。
議 長	栗野議員
栗野議員	ぜひ強力に推進していただきますようお願いをいたします。 次に、今後の防火・防災について、お聞きをいたします。 先日、台風１２号による集中豪雨で、１００名を超す死者、行方不明者が出ておられます。甚大な、多大な被害が発生をしました。被災地の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。 また、これからは、台風シーズンを迎えます。町の防火・防災は万全であるか、お尋ねをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 まず、今回本当に台風１２号、強い雨が、しかも長時間、記録的な雨量をずっと継続して降ったというふうな形でございます。筑前町もこれは考えとかないかんべきことでございます。 ということでございまして、筑前町も今年３月に避難勧告等の判断、伝達マニュアルというものを作成いたしました。その中で避難勧告等の発令基準などを明確にしておるところでございます。 その基準等を照らしまして、必要な場合には的確な判断をし、速やかに住民の方に

	伝達できるようにいたしておるところでございます。 それから、また、今度は地域、地域という形で申しておりますけれども、やはり実際に住民の方、避難をいただくという場合には、ご自身では避難支援者が必要という方もいらっしゃるわけでございます。早くそういったふうな方の、要援護者の支援体制というものも全町、今度は地域、地域ごとに作っていただきたいということで、昨日もお話しましたが、自主防災組織の育成強化事業ということで、ぜひ組織を立ち上げていただきたいというふうなところでお願いしておるところでございます。 現役消防団また消防団OBともに、自分の力で筑前町の安全・安心を守るんだと、身体、生命、財産諸々、自分がおらんと守られんというふうな生きがいを持って頑張っておりますので、その意識の高揚につきましては、感謝しておるところでございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	防火・防災は、行政と地域が一丸、一体となって取り組んで行かなければならないと思います。よろしく願いをいたします。 続きまして、教育問題につきまして、お尋ねをいたします。 現在の小学校、中学校の水準はいかにあるか、また、国と県の比較はどの程度かお聞きをいたします。
議 長	教育長
教 育 長	それでは、お答えを申し上げます。 本町の学力の水準について、というご質問でございます。 町内の小中学校においては、国や県が行う学力調査に加え、業者の学力テストも実施しながら、各教科の内容ごとに児童・生徒一人ひとりが身につけた知識や技能等の学力を、分析的に把握をしているところでございます。 国や県が行う学力調査は、その実施の目的が、教育委員会や学校が自らの教育や教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ること等でございますので、全国や県における各学校の順位を把握することはできません。 しかし、全国や県の平均正答率が公表されるため、本町全体の、または個々の小中学校の平均正答率と比較をして、各学校の児童・生徒の学力を把握することはいたしております。 本町の児童・生徒の学力の状況を、3カ年間の調査結果の推移から分析をいたしますと、全国の平均正答率を下回る教科が多いものの、小学校の国語は全国を上回っており、全体的な傾向として、小学校は平成20年度を境に、中学校は平成21年度を境に、ゆるやかに上昇している傾向にあると、そのように把握をいたしております。
議 長	栗野議員
栗野議員	私は、平成22年度の学力調査の結果を拝見しましたが、小学校、中学校とも国、県の平均より大分下回っております。児童・生徒の個々にも問題があるかもしれませんが、私は、先生方の指導、資質の低下が大きな原因ではなかろうかと思っております。先生方の研修会、勉強会を開催していただきまして、先生方の資質の向上、底上げを目指し、国、県の平均を上回るような指導をされるようお願いをいたします。 現在、中学校3年生の生徒は、大半塾に行っているようでございます。月謝は、中1で2万4、5千円、中3で2万7、8千円ぐらいかかるようでございます。子どもさんをお持ちの家庭では、負担が大きいわけでございます。 塾に行かないでいいような学力をつけさせていただくように切望いたします。お考えをお伺いいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。

	本町におきましては、平成19年度の全国調査の結果を踏まえまして、3カ年の県の研究指定を受け、町を挙げて学力向上の取り組みを推進してまいりました。 町内の児童・生徒のうち、どれだけの人数が塾に通っているかの把握はしておりませんが、教育委員会といたしましては、塾へ行かなくとも町内の小中学校で確かな学力を身につけさせることができるように、取り組みを行ってまいりましたし、今後もさらに推進をしていくところでございます。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	次世代を担う制度指導に万全を期してもらうことは当然でございますが、先ほど私が申し上げましたように、塾に行かないで、学校の先生方の指導で、公立高校とか十分に入られるような指導をよろしくお願いをするわけでございます。 最後に、子ども、生徒の健全育成について、お尋ねをいたします。 私は、子ども、生徒の健全育成には、学校、行政そして家庭と地域の三者が一丸になって取り組まねば、成果は上がらないと思っております。 区や地域の行事、例えば区民祭、夏祭り、体育祭等に、小学校、中学校の生徒の参加を学校から呼びかけていただき、参加することで、地域の皆さんと交流の輪ができると思いますが、いかがでございましょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 新しい学習指導要領で求められております内容の1つに、伝統や文化に関する教育の充実というものがございます。 児童・生徒が地域の祭りに参加することは、学校、家庭、地域が連携した児童・生徒の教育を充実させることができるとともに、わが国の郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承、発展させるために重要なことであると捉えております。 そこで、コミュニティスクールの制度を導入いたしました三輪中学校、夜須中学校では、地域の皆様方に学校の教育活動に参加、支援していただくだけでなく、生徒も地域へ出向き、地域の祭りや行事に積極的に参加しようとしております。 学校行事や部活動の大会等が優先することにはなりますけれども、早めに期日等の情報が分かれば調整し、積極的に参加する体制は、各学校整えておるところでございます。 また、保護者の理解も得ることが重要でございまして、その点につきましては、教育力向上福岡県民運動におきます家庭の取り組みの1つとしまして、地域のボランティア活動、行事等に家庭で積極的に参加することを掲げておりますので、今後も町を挙げて推進してまいりたいと考えております。以上でございます。
議 長	栗野議員
栗野議員	今後もよろしくお願いをいたします。 ただ今、わが区では、通学学習が、ちょうど今日までですか、行われております。区の公民館に13、4名の生徒が寝泊りをいたしまして、貴重な体験をいたしております。 こういう催し、行事等にどしどし取り組んでいただき、生徒の健全育成に役立てていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
議 長	これにて、栗野光雄議員の一般質問を終了いたします。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 午後1時20分から再開いたします。
再 開	(12:03)

議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (1 3 : 2 0)
議 長	山本久矢議員
山本議員	通告書に基づき、質問、質疑いたしますけれども、その前に少しお話をさせていただきたいと思います。 町のほうからの補助、商工会のプレミアム商品券、5, 500万円の予算で商品券を発行しておるわけですが、現在と言いますか、8月末で回収率が45.35%に至っております。金額にいたしますと、2, 490万円ほど交換があつておるということでございます。これも町からの補助をいただき、たいへん商工業の発展につながったと思います。本当にありがとうございました。 また、6月の一般質問の中で少しお話をさせていただきましたが、フレンドシップの報告でございますが、簡単に行います。 8月16日より20日まで、4泊5日の研修を行ってまいりました。公民館長の寺原団長以下スタッフ、子どもたち含めて92名の参加だったと思います。町からの2万円の補助もいただき、筑前町からは子どもたちが25名の枠に対し、30名参加、その他自分たちの自費で補助なしの分で2名参加しております。合計筑前町の子どもたちは32名参加させていただいております。ここに報告申し上げます。ありがとうございました。 では、通告書に基づき、質問に入らせていただきます。 公用車の管理状況についてということで、3点ほどお尋ねいたします。 現在の公用車は何台あるのかと、各課ごとの保有台数は何台あるのかということですが、この質問は昨年6月だったと思いますが、福本議員が質問なされております。しかし、1年以上経過しておるので、状況も変わっているのじゃないかなと思ひまして、質問させていただきます。 現在の公用車は何台あるのか、お願いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	公用車を所管しております、私のほうから回答させていただきます。 平成23年8月末現在で、マイクロバス、消防用の車両を含めて、総数68台保有しておるところでございます。 各課ごとの保有台数でございますけれども、本庁の共有の公用車として7台、これは、マイクロバス、プリウス、エスティマ、いろいろございますけれども、それから財政課が1台、企画課が3台、税務課が2台、納税推進室2台、環境防災課4台、建設課3台、都市計画課2台、健康課1台、農林商工課3台、生涯学習課5台、支所共通として3台、下水道課3台、水道課3台、福祉課3台、こども課1台、こども未来センター1台、教育課5台、隣保館1台、美和みどり保育所1台、平和記念館1台、三輪中学校1台、子育て支援センターあいあいが1台、消防団が11台、計68台でございます。以上でございます。
議 長	山本議員
山本議員	各課ごとの台数分かりました。総台数も分かりましたが、総台数のうちリース車は何台あるのか、お尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 総台数68台のうち、リース車は25台です。パーセントにしますと、約37%がリース車ということでございます。以上でございます。
議 長	山本議員
山本議員	分かりましたけれども、リース車の台数を何%か、いくらかまた減らしていく考え

	等はあるのでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 リース車につきましては、特に事業課が補助対象経費になるときに、リースで導入した経過が相当ございます。その後もリースを入れておりますけれども。 現在では、リース車は大体5年で更新になりますので、ほとんど今の車は性能が良くてですね、5年以上十分乗ることが可能でございますから、特に23年度からは購入車両2台、今年はリースはやっていないということでございまして、購入車両のほうを少し増やしていく計画で考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	山本議員
山本議員	分かりました。 では、リース車を含め総台数のうち、もちろんリース車はメンテナンスと車検等はリース会社任せなのかということと、買い取り車、リース車以外のメンテナンス、車検等はどのようになされているのかを、お尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 リース車でございますけれども、これは、議員が申されますとおり、リース社が点検、車検をするようになっております。 購入公用車でございますけれども、この購入公用車については、すべて平成21年度に制度化をいたしました公用車整備等希望者登録制度、これは、公募をしたわけでございますけれども、これに登録されました事業者、現在16事業者でございます。この事業者それぞれ割り振ってですね、車検をお願いをしておるところでございます。以上でございます。
議 長	山本議員
山本議員	今ので分かりましたけれども、今後と言いますか、公用車、いろんな車種等、また大きさ、排気量等があると思いますが、今後また購入される場合には、排気量の小さい、例えば軽自動車とか価格を抑えての最低限の装備でいいのではないかと考えております。できるだけ財政的な面からも、次回購入の際は十分検討をなされてほしいと思います。 先ほどお聞きしましたけれども、地元業者をできるだけ、ぜひ利用するということをお願いして、次の質問に入らせていただきます。 2番目の県道三箇山・山隈線について、お尋ねいたします。 栗田信号機より上高場方面に入った道路の拡張の進捗状況をお尋ねいたします。よろしくをお願いします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員ご質問の、県道三箇山・山隈線の箇所につきましては、昭和56年ごろに測量設計時の立会いは行われたが、道路用地の確保ができなかった個所でございます。 県管轄であり、約30年ほど前の内容で資料も残っておらず、なおかつ用地買収等個人情報に関する問題も含んでおり、町としての回答はできませんが、再度朝倉県土整備事務所のほうにお願いするとともに、町として協力できる内容につきましては、協力をお願いしていきたいと、このように思っております。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	今のご回答ですけれども、何十年も経っておるわけです。資料が乏しいということで、分かりづらいということなんですけれども、もちろん県道ですから、県土木と十分お話しされ、交渉させていただきたいと思います。

	栗田の信号から曲がって急に狭くなっておりますね。行政区のちょうど境目だろうと思いますけれども、通勤、通学者が自転車を通る、また大型車なり乗用車が2台並んで通ると、交互に通ると、なかなか通りづらい、たいへん危険であると思います。また、信号から曲がった地点には、駐輪と言いますか、自転車を10台前後いつも止まっております。そこの横を通るとなおさら通りづらくなり、たいへん危険だと思います。 県土木と十分に検討なされてほしいと思いますが、重大な事故が起こってからではたいへん遅いと思います。早急の解決をお願いしたいと思います。 今後どのように進むのかをお尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員ご指摘のように、内容を十分に踏まえて、県土木事務所と協力しながら、町としてできる内容につきましては、十分協力していきたいと、このように考えております。 具体的には当然、県管轄の内容でございますけれども、町として地権者の方との接触とか、その時点での用地交渉でのサポート、そういったものを十分行っていきたいと、このように考えております。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	課長のお答えで分かりましたけれども、十分に検討なされて早急な解決で、安全で通りやすい道路を目指していただきたいと思います。 簡単でございますが、これにて私、山本の質問を終わらせていただきます。
議 長	これにて、山本久矢議員の一般質問を終了いたします。 引き続き、一般質問を行います。 一木哲美議員
一木議員	議長、写真のプリントがあるんですけども、配布を。
議 長	資料のお配りですか。 (「はい」の声あり)
議 長	許可いたしますので、配ってください。 (一木議員 資料配布)
議 長	一木議員
一木議員	事務局のほうにはお手数をおかけいたしましてすみません。 皆様方のお手元に、写真プリントしたものをですね、2部、裏表用意をさせていただいております。よくご理解いただけますようにということでございます。よろしくお願いいたします。 通告に基づきまして、2つの質問をさせていただきます。 まず第1点が、筑紫野・三輪（山麓）線についてということで、質問させていただきます。 ご案内のとおり、この筑紫野・三輪（山麓）線は、三輪地区の弥永、バイパスと夜須地区のファーマーズマーケットのほうへ道路が交わっておりますけれども、この地点から夜須地区に入りますと、砥上の集落の裏手の牧の池の前を通過して、筑慈苑の火葬場の裏手のほうへ繋がっている道路ということで、まだ、未改良ということで、400mがですね、問題の場所になっております。この道路ということでございます。 この山麓線の改良促進期成会ということで、金子議員と私が現在ですね、夜須地区で、この期成会のお世話をさせていただいているというところでございます。 そういったことで、ずっと過去の歴史をさかのぼってみますと、昭和34年、地元の有志の方でですね、この山麓線の改良促進の期成会が立ち上がったということにな

	っております。 具体的な記録が手元にですね、申し送りでございますけれども、昭和45年以降の資料等がですね、手元にございまして、引き継ぎ、受け継ぎをさせてもらっているということでございます。 この山麓線の改良促進の期成会には、夜須地区の三並校区、14区が現在は11区になっております。それから、砥上、吹田、西田、赤坂という行政区、合せて18区の行政区の住民の方、現在では15区ということで、三並のほうは4区は合併いたしましたのでですね、そういった方たちが会員ということで、この期成会、この全線開通を成し遂げようということで、住民が一生懸命今日まで努力をさせていただいていると。もちろん町の町長をはじめ職員の皆さん、また議会も一緒に、この全線開通に向かって努力をさせていただいているところでございます。 ずっと以前はですね、この期成会の総会も夜須町役場内で、総会等を甘木土木事務所所長さんをはじめですね、職員の方も来ていただいて行っていたというふうな歴史等もございます。 そういった中で、陳情等をお願いしながらですね、今日に至っているということでございます。 現在の、この期成会につきましては、関係市町村ということで、朝倉市、東峰村、筑前町、筑紫野市ということで、それぞれの首長さん、また県会議員、国会議員の先生ですね、また、関係市町村の議員の方たちが出席をされて、この期成会の総会が行われますけれども、この会長さんは甘木朝倉広域圏の事務組合の組合長であります朝倉市長さんが務められているということで、毎年1回ですね、この期成会の総会が行われているということでございます。 そういった中で、私が何度も、この筑紫野・三輪（山麓）線について、質問させていただいているということはですね、そういった沿線の議員も今まで係わりを深くですね、持たせていただいているということもございまして、質問を何度も重ねてさせていただいているということで、ご理解をいただければと思っております。 具体的などころに入っていきますけれども、この筑紫野・三輪（山麓）線は、延長が8,950mということで、筑紫野・三輪（山麓）線の全線開通が、私が平成11年から議員の奉職に携わりましたが、その当時は平成15年に全線開通しますよという話でございました。その後、平成20年そして平成24年春、開通予定ということで延びてきたわけでございます。 さらに現在ですね、全線開通が遅れているということでございます。 原因はご承知のようにですね、この山麓線の敷地の中に筑紫野市内の用地が400m入っておりまして、これが用地の線引きですかね、こういったのがはっきりしないということで、今までなかなか延びてきたというふうなことでございます。 私は、これまで何度もこの質問を重ねさせていただきながら、全線開通することが1日も早く実現するようにということで、町長、特に担当課長には努力をお願いをさせてきていただいたところでございます。 平成20年3月議会の質問に対しての答弁では、この期成会等の総会等を踏まえてですね、20年度に土地収用法に基づく立ち入り、面積を確定すると。21年度に用地法の認定申請許可を取られて、22年度に土地を取得されて、順調にいけば23年度に工事に着手、24年の3月に完成予定を目指すというふうに申されてきたところです。 その後の期成会の総会でございますけれども、昨年22年の8月5日に期成会の総会がございました。この折に、福岡県道路建設課から、開通の見通しがはっきり定かに定まらないというふうな説明がございました。 平成19年の12月に、土地収用法的措置の手続きに入られたわけでございます。
--	---

	にもかかわらず、認可が下りないという説明を受けたわけでございます。具体的な説明等もあったわけでございますけれども。 そういった説明を受けまして、このときには1年前倒しにしてでも努力をして、23年度にも開通できるようにと、いうふうな説明があつておたつたわけでございますけれども、そういった説明がございましたので、去年の8月5日のこの総会のときには、朝倉市議会議長から金子議長、私、田頭町長、それから平原筑紫野市長、順次その怒りを、県職員の方へ申し述べさせていただいたところでございます。 私も2度立ち上がり、到底納得ができないと、県職員の方の対応に対してですね、怒りをぶつけさせてもらいました。 その後、私は22年、昨年の9月の定例議会の一般質問のうちに、福岡県は全力で取り組むように、関係市町村より陳情、嘆願書を提出して、県に、もっと強く要望していただくようお願いをさせていただきました。 田頭町長のご答弁では、昨年度との違いに困惑以上のものを感じたということで、県の方に事業をしっかりと推進していただくように要望するというふうに申しさせていただきました。 そして、その後、確か12月であつたかなと思われまふ。町長、副町長、建設課長、金子議長は県へ出向かれまして、地元選出の林県議に同席をいただき、県に対してしっかりと取り組んでもらい、事業が前へ進むよう努力をしっかりとしてもらうようにということで、要望をしていただいたわけでございます。 具体的な質問の要旨のほうに入っていきますけれども、そこで質問の要旨のまず1番目、進捗状況ということでございます。 7月13日、朝倉市の市町村会館において、筑紫野・三輪（山麓）線の期成会の総会が開催されました。 当日は、議員の視察研修のために、私どももですね、この期成会の総会に出席することができませんでした。 ということで、建設課長のほうにはですね、その状況は、幾分かはお尋ねを、お電話でさせていただいたところでございますけれども、当日の説明があつた進捗状況ですね、これをまず1点と、それからまた、日にちが経過していますので、現在、直近の状況ということで、2つの点について、説明を求めたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 本年の7月13日、期成会総会での報告及び現況ということでございます。 筑紫野・三輪線改良促進期成会の中で、報告を受けた進捗状況の内容について、報告をさせていただきます。 まず、今まで測量すらできない状況であつたと。しかし、昨年から地権者の方々と協議が行えるようになり、筆界未定地の解消に向けて鋭意話し合いを続けてきた結果、筆界案について同意を得ることができました。 また、筆界未定地の解消につきましては、法務局に書類を送り込んで、2カ月ぐらいで地籍構成等の登記が完了する予定です。この件につきましては、すでに8月末に完了しましたという連絡を受けておるところでございます。 登記が完了すれば、今後は用地測量、用地買収と進めていくことになり、事業認定についても並行して進めております。 事業認定については、地元説明会を開催すれば、告示が貰えるレベルまで進捗しているということでございます。 今後、用地買収において条件対応等で、地元筑紫野市、筑前町さんの協力がぜひとも必要になりますので、ご協力をお願いしたいと。 以上が、那珂県土整備事務所による進捗状況の報告でございました。

	したがいまして、筑紫野市側において、計画道路の線を引く場合においても、筆界が未定であるために、用地買収の面積すら出せない状態が、本当は続いていたということでございますけれども、昨年より大きく前進したということでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	町長、副町長、建設課長はですね、直接県のほうへ出向かれていますながら、強く気持ちを、思いをですね、お伝えをいただきながらということで、前へ動いたということで、ご苦労さまということでですね、また、今後も引き続き見守っていかねばならないし、さらなる努力が必要かというふうに思うところでございます。 要旨の2でございますけれども、砥上地内の改良済み道路、これは、先ほど少しふれました、牧の池のちょうど前の付近からがですね、道路は建設が仮にできていますけれども、立ち入り禁止のそういうふうな表示等がされています。 この道路を筑紫野市の方向へですね、山家のほうへ進んでいきますと、筑慈苑の裏手のほうで行き止まり、その先が問題の未改良区ということでございます。 この行き止まりの場所の谷川の法面工事が一部行われているということでございます。お手元の写真の下のほうに写っている部分でございます。裏表でございますけれども。きれいに法面工事が行われております。 この改良済みの道路の整備をですね、こういうふうに行っていくものか、どうなのか、このあたりがちょっと分りませんので、説明を求めたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員ご質問の法面工事が一部行われた件について、お答えいたします。 県道筑紫野・三輪線バイパス道路工事中の未供用で概略完成している筑前町赤坂工区でございます。 したがいまして、筑前町の赤坂の、今、議員ご指摘の牧の池、この部分から、今の筑紫野・三輪線の現道に下りる道路がございますので、そこまで供用開始はしておりますけれども、それから先につきましては、現道に下りていく道路がないということで、当然ここまでは供用開始と。それ以降は、概略完成しているけれども、未供用であった部分と、この部分の工事だと思われます。 平成22年、昨年になりますけれども、7月の集中豪雨により、一部法面が崩壊した現場に対し、本年8月に補修工事を行ったとの報告を受けております。 また、今後の工事の予定といたしましては、筑紫野市側における那珂県土整備事務所による用地買収等の進捗状況に応じて工事着手が予定されていると、このようなことでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	調査をいただきましたので、理解ができました。 それでは、質問の要旨の3ということで、次へ進めさせていただきます。 この改良済みと、私は申していますけれども、まだ供用開始していませんけれども、この舗装まで出来上がった道でございます。 道路の現状ということで、この写真を見ていただきますとおりですね、道路の両脇には土砂が流入して雑草がしっかり根をおろしているというふうな状況でございます。ほとんどですね、改良済みの道路はそういった状況でございます。 片側が1車線ということで、上下線ということでございますので、2車線で、開通前には中央ラインが入るということになっていきますけれども、使用する前には、土砂と雑草とかですね、こういったのを除去をしなければならないということが、事前の工事として考えられるわけでございます。

	今、先ほど建設課長説明のようにですね、かなり前に動きが見えてきたといった中で、今後、近々にこのような作業の必要性が出て来るというふうに感じるわけでございます。 この道路の場所は、筑前町内でございまして、ぜひとも地元業者の協力もまた必要でございます。そういったことで、県また朝倉県土整備事務所等に対しまして、地元業者に道路整備工事が発注できるようなですね、お願い等をぜひとも、ひとつしていただきながら、地元の業者の方たちに協力をいただけるようにということのお取り計らいをですね、ひとつ進めていただかなければ、朝倉県土事務所の発注は、この甘木・朝倉の業者ということになってきますと、かなり広いエリア、範囲ということになってきますので、ぜひともそういったご努力をお願いしたいと思っておりますけれども、見解を求めたいと思っております。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員ご質問の件につきましては、県事業ではありますが、県当局に対して、地場業者育成の堅持の考え方を確認してきておるところでございます。 今後も町として引き続きお願いしていく所存でございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	どうぞよろしくお願いいたします。 地元の土木建設関係の業者の方でもですね、下水、水道等の工事が、下水のほうももう終わり、水道工事等がまだあってもですね、仕事量も少なくなっているといった中でですね、できるだけ地元の業者の育成ということで、こういった道路整備等も含めてですね、係わりをひとつ町としても、育成を含めながらご努力をよろしく継続的にお願い申し上げたいと思っております。 質問要旨の４番目ということで、三並交差点の問題について、質問させていただきます。 この三並交差点の件につきましても、何度も質問をさせていただいています。非常に大事な、この地域の要所ということで考えています。 国道３８６号線やすらぎ荘入口信号から夜須高原方面へ向かい、筑紫野・三輪線ですね、今の道路と交差する場所が、三並校区ではこの場所と曾根田交差点が要所というふうに見受けておるところでございます。重要な役割を果たしています。 私は、これまで三並交差点の改良、特に右折帯設置ということについて、何度も質問をさせていただきました。 筑紫野・三輪（山麓）線が全線開通すれば、１日当たり７、２００台の交通量が予測されるというふうに伺っております。 これまでの質問に対しましてさかのぼりますと、平成１９年６月議会において、当時の手柴町長は、本来はファーマーズマーケットをオープンする前にやっておきたい。努力を引き続きしますというふうに申されました。 ２０年３月議会には、同じ手柴町長の答弁は、平成１９年秋に土木事務所、課長、所長、地元の県議と要望箇所を回り、説明を行ったと、今後も努力するというふうに申されました。 ２０年９月議会におきましては、三並交差点の右折帯道路改良は整備をする方針と。交通量等調査に着手したいというふうに申されたわけでございます。 そして、その後、平成２１年６月議会、田頭町長のご答弁では、三並交差点は北部地域の要所と認識をします。７月に土木事務所、現在県土整備事務所でございます。関係者が現地検討会に来場されるときに、必要性を説明し要望すると申されました。 その後、平成２２年、昨年の３月議会質問に対しまして、田頭町長のご答弁では、

	まさに筑紫野・三輪線の要所、交通量も今後増加していくのは必至と、そうしたいと考えている。ただし、国道３８６号やすらぎ荘入口交差点の三並へ上る道の渋滞も極めて深刻であり優先すべき、将来山麓線も全面開通するので、ぜひこの交差点改良も県などに要望していききたいというふうに、ご答弁をいただいたわけでございます。 いよいよ未改良区間の工事に着手する時期が近まって来たと感じていますが、今でも曾根田方面あるいはファーマーズマーケットみなみの里方面から走って来た車が、この交差点を右折しようとした場合に、後続車が通れず通行への影響がございます。たびたびあります。 今後交通に支障が表れることは大きくなるわけでございます。重ねて朝倉県土整備事務所に、県に対して交差点改良を強く要望していただき、この道筋を作っていただきたいというふうに考えるわけでございます。 継続的に要望等なさっていただいているというふうに理解しますけれどもですね、なかなか県内いろんな、こういうふうな場所も含めて、要望等はたくさんあるかと思われま。 その中でも、いよいよ開通が目の前に押し迫ってきますとですね、ぜひともこの交差点改良が必要であるというふうに、強く感じるわけでございます。 この点について、ひとつ見解をよろしく願いたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 先ほど議員が申されましたように、平成１９年、２０年、そして２２年と、この三並交差点につきましては、町長または企画政策課長、それから建設課長と答弁してきております。 ただ、最終の一番新しい答弁の中で、企画政策課長のほうから、交通量調査というものが行われて、その結果を受けて、一応答弁がなされております。 その中身につきましては、現時点では、調査結果は、必要性が低いとの調査結果が出ており、また、交差点改良には多大の予算が必要であり、県道筑紫野・三輪線全線開通後の状況の変化を見守りながら、今後も、当然議員おっしゃるように、継続的に要望活動を行っていききたいということで、県単位要望活動があるたびに継続的に要望活動をしているところでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	今、課長から説明を受けたわけでございますけれども、ご答弁のようにですね、今までの説明等で理解をしているところでございます。 何を申し上げたいかということは、やっぱりいろんな予測、想定ですね、いろんな災害等においても、そういった予測、想定ということが、非常に今、問われているというふうに思うわけですね。 当然ながら７，２００台の車が上下合わせて通りますと、１台の車が交差点で右折しますと、後の車が通れないということがたびたび出て来るということになってきますと、ファーマーズマーケットまで渋滞するということは、いかがか分かりませんが、そういったことが予測、想定をされると。 そういったことを考えると、早くですね、すぐさま県のほうも許可なりですね、そうしましようということにならないでしょうから、だから、重ね重ねてそういった要望を、強く町としてさせていただくということが必要じゃないかなというふうに、強く感じるわけでございます。 町長、その辺りについてですね、気持ち、思いをいただければと思います。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。

	山麓線の重要については、私も十分認識させていただいております。 期成会の話がございましたけれども、あの路線をですね、本当に必要性をより思いを持っている市町村は、筑前町だと思っております。 確かに筑紫野市の分が開通しておりませんけれども、その必要性は筑前町あるいは朝倉市がですね、一番必要としていると、待ち望んでいると、その思いは強いと、そのように私も認識しているところでございます。 そういったこともございまして、期成会の会長をですね、今年から代わらせていただきました。筑前町が事務局も合せて持たせていただくと。これは、広域圏の事務改善の一環でもございますけれども、朝倉市の市長から私のほうが会長を譲り受けまして、そしてより積極的に働きかけをやっていこうということでございます。 議員ご承知のように、50年来の取り組み事業でございます。その中で、最終盤で一番ネックになっておりましたのが、地権者の同意でございました。この分について、筑前町として、ぜひやれることはやっていきたいと。お願いするばかりじゃないよと。私たちも何かやれることがあったらやっていきたいということを、強く申し上げているところでございます。 その一環として、地権者へのお願い事項、そういったことも町でもやれますと、そのようなことはお伝えして、一部実行させていただいているところでございます。 それから、山麓線の三並の交差点につきましては、まさに町道と県道が交差する重要な路線であると。夜須高原に繋がる道であるし、筑紫野、朝倉市に繋がる観光道路でもございます。 この交差点の改良の必要性は、十分私も認識しております。県のほうにもその都度、必要性について、また、事業の早期着工について、お願いはしておるところでございます。ただ、県のほうにも予算があることも、私どもも理解せざるを得ません。 そういった中で、386号のですね、特に、今あります、やすらぎ荘入口の、この交差点の改良こそですね、まず、優先すべきだと。 そしてもう1カ所、石櫃のほうにあります橋梁の、横断歩道のない橋梁がございましてですね、あの分の橋梁改修をですね、ぜひとも急ぎやってほしいということを、強く要求しております。 その橋梁のほうもですね、今、いくらか進んでおるところでございまして、そういったところを前面に出しながらも、併せて山麓線は山麓線として、両方とも同時並行でですね、要望はしていきたいと思っておるところでございます。 しっかり県等にですね、何はともあれ県営の事業でございますので、県のほうに要望していきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	失礼いたしました。期成会の会長さん、田頭筑前町長ということでですね、13日出席していませんでしたので、はい、非常にいい一つの環境がさらに高まったというふうに感じるわけでございます。今後も頑張ってくださいね、早く実現をというふうに思うところでございます。 それでは、質問の要旨5ということで進めさせていただきます。 交通安全ということになりますけれども、道路の点検と対策にということで、質問させていただきます。 この筑紫野・三輪線道路の、先ほど一番最初にふれましたですね、三輪地区の弥永からですね、今、未改良のこの場所まですべて含めてということでございますけれども。 この道路全長には、曾根田区の集落、陣高区の集落、陣高地区ですね、畑島区の集落の中を通るというふうな道路の位置になります。カーブやアップダウンが結構ございます。

	また、民家の間を通るということに加えて、特に沿線には、三並小学校の通学路として道路には歩道も設置されているところでございます。 最近大型車の通行も増えてきております。そういった中で、お手元写真のプリントの裏面でございます。 道路のくぼみ、へこみや通学路、歩道に縁石が、これは、農道等への引き込み等ということかと思われますけれども、縁石がかなりですね、何mもなく途切れているという、そういった場所ですね。 それから、道路の状況としては、この曾根田川の付近辺りは特にですね、道路は何度も舗装を重ねてきていますので、道路はかなり高くなっています。歩道のほうはかなり低くなってきていると。舗装を高くしている関係で、縁石が非常に高さが、本来ですね、150ぐらいあったんでしょうけれども、かなり100とかですね、高さが非常に低くなってきていると。 車が、ハンドルを何かのはずみで取られた場合はですね、歩道のほうへ車が入って来るかも分からないというふうな危険性も感じられます。そういった状況等があるということでございます。 また、三並の郵便局の付近の信号は、手前に補助信号が設置してございますけれども、樹木でこの信号が見え隠れするような状況もですね、場所、位置によっては感じます。ございます。 早い時点で沿線道路の点検を行い、危険箇所などについて、県土整備事務所等に改善を、お願い等をしていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。早めの交通安全対策ということですね、県土整備事務所においても範囲が広がりますから、なかなかですね、要所、要所細かいところまでは、やはり把握はなかなかできない部分もあるかと思われます。 そういった点についてはですね、範囲を超えて、町のほうからですね、こういった状況等がありますよということ等も含めてですね、全線開通する前に、特に子どもの通学路等も横にはございますので、交通安全対策等を含めてですね、住民の方たちの集落の中も通りますので、点検等が必要じゃないかなというふうに感じるわけでございます。その点についての答弁を求めたいと思います。
議長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員ご指摘の、気になるくぼみ、それから視界を遮るような大木の枝、それから、歩車道ブロックの件とか、当然、期間が経てば状況の変化も発生いたします。 町のほうといたしましても、国・県道等に係わらず、今後も発見した場合には、当然、今もやっておるところでございますけれども、速やかに朝倉県土整備事務所のほうに連絡するとともに、危険な場所に対しては、地元要望等も踏まえて、県当局に速やかに要望活動を行っていききたいと、このように考えております。以上です。
議長	一木議員
一木議員	建設課の業務の範囲も非常に多範囲ということでですね、また職員の方も、職員の方ができるような簡易的な舗装とかですね、いろんなこともなされながらご努力をなされてございます。 そういった中で、県の管轄、朝倉県土整備事務所の管轄の範囲までも、目を配っていただくということですね、いろいろと負担が大きいかと思われますけど、町のやはり安心・安全の中には、災害の予防も含めて交通安全予防と、いろんなことが含まれますので、今先ほど課長、ご答弁をいただきましたけれども、よろしく県のほうにも伝えていただきながら、早くですね、危険な箇所は改修等を進めていただくということで、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

	それでは、2点目の質問に入らせていただきます。 2点目の質問は、庁舎などの敷地内の植木管理について、ということで質問をさせていただきます。 こちらにつきましても、8月21日付ですね、状況を確認をさせていただいた写真、プリントをお手元に裏表用意をさせていただいています。 まず、要旨の1ということで、これまでも感じていたわけですがでございますけれども、今年も感じたということで、夏の終盤に感じるのですがということで、せっかく植栽をされたツツジや垣根の木などが、真夏の日照りの連続に耐えかねて、枯れかけているということかも知れません。様子を見ると、非常に残念でございます。何とかならないかなというふうに、いつも思うわけでございます。 今回もそのような場所が、町の施設の中でいくつか目についたところがございます。 その中で、特に1点強調して申し上げますと、国道386号から本庁舎へ入る玄関口の左右の植え込みですね。一部枯れたような、枯れてはいなかったかも知れませんが、写真のようにですね、非常に赤みが帯びてきたというようなことで、何とか枯れずに頑張ってもらいたいというふうに思ったわけでございます。 枯れた植木を交換すればもちろん費用もかかりますけれども、ましてや町の玄関口ということになりますと、町民の皆さん方も目に止まりますとですね、どうにかならんかなというふうに思われるわけでございます。 今では町のケーブルテレビ等でもですね、この町の天気予報等は、日ごと1週間リアルタイムでずっと分かるわけでございます。 1週間日照りが続けばですね、植木も、しっかり根を深く下している植木は別といたしましてもですね、植え込みをされている浅根のプランターとか、それに近いような浅根の垣根とかはですね、やはり一雨ほしいなというふうに、木はものは言いせんけれどもですね、そういうふうに訴えてくるわけでございます。 夏場の、そこで、散水管理についてですね、現在どのようにされてあるものか、まず、お尋ねをしたいと思います。 全部ということではなくていいんですけれどもですね、要所要所ということで構いません。
議 長	財政課長
財政課長	庁舎管理をしている立場ですので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。 今ご指摘のように、夏場と申しますか、散水管理はどうしているのかということでございますけれども。 これは、本庁とコスモスプラザについては、少雨時には散水をしていただくように、清掃業者の方に委託をしております。 実際に、私も休みの日に現場を見たんですけれども、この8月までには5、6回ですね、かん水をしていただいております。その後も長く晴天が続きますと、かん水をしていただいております。 議員が写真を撮っておられます玄関のところ、私も十分見てなかったんですけれども。特に玄関周りとか正面はですね、ずっとこう私も見てまいりましたけれども、すべて新芽をひいて生き生きとしているなということでございました。 玄関のところ、多分やっぱり日差しが強く葉焼けしているのかなという気もしておりますけれども、再度確認をしておきます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	私が散水と申しましたけれども、かん水ということが適切な言葉かなというふうに

	思われますけれども。 全部ですね、水をまくということは難しいと思います。また、家庭でもそうでございます。水を家庭の庭木に与えますとですね、例えば毎日与えますと毎日欲しがるとですね。植木の盆栽もそうでございますね。朝、夕方、盆栽等は水をあげますけれども、毎日上げると植木はやっぱり待っているというふうなことと思われます。 3日に1回でも3日に1回やっぱり待ってあって、言葉でものは言いませんけどね。だから、なかなか難しいんじゃないかなと。 あまり水をかん水しすぎると、却って根腐れとか、そういった逆効果が出るかも分からないし、非常に難しいという場合も確かにあるかと思われます。 この辺りの判断をなされながら、実は昨日一昨日ですね、ちょうど議会の終わったあとですね、私正面玄関から出ましたときに、かん水をなされてあった様子を伺いました。 こういったことを含めながらですね、やっぱり気を配って、せっかく植えていただいた庁舎内または施設の中の植木でございますからですね、管理等を含めながらですね、家庭の植木もやっぱり枯れるとですね、非常にお互いですね、歯がゆい思い、残念な思いになるわけですがけれども、庁舎内もやっぱりそういったことにならないように、管理をやはり、特に夏場は気を付けていきながらというふうをお願いしたいと思います。 質問要旨の2に進めさせていただきます。 関連いたしますけれども、めくば一館西側駐車場ということで、こちらも裏のほうにですね、写真プリントをさせてもらっています。8月21日付ということでございます。 植木、雑草の整備と改善についてということで、質問をさせていただきます。 この場所についても常々感じていたわけでございますけれども、はっきり申し上げますと、駐車場が極めてきれいじゃなくて逆かなと、汚いかなというふうに思っているわけでございます。 8月21日ですね、裏側道路から入り口横の松の木を見ると、枯れた状態で見ました。今はもう松の木は切って、取り省きをなされてございますけれども。この下のほうの左のほうの、入口左に松の木が枯れたままでした。 それから、駐車場の一部は、真ん中ですね、下の、藤の木の蔭が覆いかぶさり、車が止められないと。 町民の方から苦情は入っていたかどうか分かりませんが、ここに車を止めるのは、車にも傷が入るかも分かりませんしですね、こういった状態で見ました。 それから、駐車場の車止め、車止めと車止めの間、ここにもツツジ等の植え込みがですね、当初はきれいにされてあったと思います。 今現在は、かなりもう残っている植込みのツツジ等が、もうまばらであるということで、草がかなり伸びて、背丈も結構1mまでは行かないかも分かりませんが、かなり高く伸びておったというふうな状況で見ました。 お金をかけてせっかくつくったですね、大切な施設の駐車場が、たいへん見苦しいなというふうに、このときも感じたわけでございます。 そこで、質問させていただきますけれども、この駐車場の車止めの間の植え込みというのは、こういった状況でございますので、ひとつですね、考え方としては、今後こういった状態を続けていく、また、枯れたツツジは植え替えるということが、いいかどうかということを考えた場合ですね、もうまばらなツツジは取っていただいて、そしてきちっと舗装なりですね、していただいて、草が生えてこないというふうな状況を作っていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに、この間を通して、めくば一館のほうへ行かれたりされる方も結構おられます。
--	---

	だから、今、最近ですね、道路の横の歩道ができてしばらくしますと、結構草が伸びてくるんですよ。だから、あれは水が下に、間に浸透していくから草が伸びてくるんじゃないかなと思いますので、もしそういった工事をされるとすれば、下に水が浸透しないような工事の方法をなされるとですね、草が舗装とこういった縁石ですか、こういった間から生えてこないんじゃないかなと思いますので、専門的な業者の方に、その辺りは尋ねていただければいいんじゃないかなと思いますけれども。 だから、まずですね、この車止め、この間についてですね、この写真等を見ていただきながら、どういうふうにされるものか、その辺りについて見解を求めたいと思います。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。 初めに、めくば一郎のですね、この駐車場の清掃というかですね、管理については、シルバー等に委託しているわけではなくて、職員自らのボランティア活動とかですね、仕事の合間でやっているというのが現状でございます。 議員がご指摘の場所につきましては、確かに低い植木とですね、境目が分からないような状態で、雑草が伸びておりまして、見苦しい状況となっております、駐車場の利用者の方にも迷惑となって、たいへん申し訳なく思っているところでございます。 このめくば一郎施設内の植木については、年1回の剪定と、それから年2回の消毒等を業者に委託して行っております。 日常的な草取りにつきましては、基本的にはですね、施設全体につきましてはシルバーで行っていますが、このめくば一郎館の周辺だけにつきましては、基本的には関係職員で、仕事の合間とか時間外の活動において行っております。 当然間に合いませんので、年に1、2回はシルバーにお願いをして行っている状況です。 今年につきましては、7月末にシルバーにですね、草取りのお願いをしておりましたけれども、人手が足りないということで、9月上旬までできないということでございました。 そのため職員で、その作業の計画を行いましたけれども、お盆前後から毎日夕方ですね、ほとんど毎日雨が降りまして、そういうことで少し延び延びになりまして、このような状況になっておりました。 つい8月29日に福祉課の職員、それから9月1日に生涯学習課の職員において、この分の草取りと清掃を行ったところでございます。 ご指摘の場所のですね、緑地帯の部分ですけれども、これについては、今後はシルバー等に、作業をできる限り、日常的な部分も含めてお願いしながら、景観を図っていきたいと思いますので、現状の植え込みを駐車場にすることではなくですね、今の植え込みを修正する形で、美観を保っていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	今の答弁では、車が駐車をするときに歯止め、車の歯止めがございすね。 車と車が向かい合って止めた間に、植え込みがございすけれども、これについて、先ほど私はお尋ねをさせていただきましたけれども、今の現状維持をすると、保持をするというふうなご答弁であったかと思われすけれども。 現状をやはり見られましたら、非常にですね、本来はこういったところ辺りは、植木を植えられてですね、そして垣根を作って、ここから出入りはできませんよという形になっておったかと思われす。

	これ以上良くなることはなくてですね、だから改善等をされることを検討されたらいかがですかというふうに、1つはお尋ねをさせていただいたところでございます。 このまま維持をするということであれば、やはり草も伸びてきたりしますしですね、だからどうなのかなというところで、お尋ねをさせていただいたところでございますけれども、今日、今の質問ですからですね、即答はできないかも分かりませんが、その辺りを踏まえてもう一度お願いしたいと思いますけれども。 それと、この管理は職員の皆さん方が、この駐車場等はなされてあるということで、今、説明を受けたわけでございます。雨も降るし、天気もやはり暑い日も続くというようなことかと思われます。 だから、どういった一つの仕組みでされてあるかは、そこまで分かりませんが、当番等ですね、課もでございますので、決めてなされるとか。 1人でも、1日1時間でも草を取ればですね、かなりきれいになると思うんですね。30分でもかなり、伸びている草から、目につくところから取ればですね、かなり違うと思うんですね。 だから、やはりやるんだという気持ちの強さ、計画的にですね、雨も降りましょうし、その辺りの天気を見計らっても今日のうちにやるんだよというふうな、そういった強い一つの取り組みがあればですね、雨が降ったから、続いたからということでやれないということは、これは言い訳でございましてですね、やはり町民の方たちがいろんな催しのときに来られて、車が止めるのが止めづらいよと、藤が覆いかぶさって、あそこのところが傷が入ったよとかいうようなことにならないようにですね、きちっと管理を、職員の方がされるのであればもう少しですね、きちっと計画的になさっていただかなければいけないんじゃないかな、ということと、夏場にこれだけ植え込みのツツジ等が枯れたということはですね、やっぱり先ほどの初めの話に戻りますと、水が欲しくて水が足りなかったかなということも考えられるわけですね。 今後そういったことを続けて行くことが無理であればですね、改善等が必要じゃないかなというふうに申したわけでございます。 この写真の下の方のほうはですね、この敬老施設ですか、めくばり館、ここの花壇はきれいに整備が行き届いているわけですね。関係者の方たちが整備されてあるということでしょうけど。あまりにも様子が違うということで、写真を付けさせていただきます。 こうまでしてもらいたいということじゃございませんけれども、その辺りの感じですね、体制とか、計画的に夏場の時期とか、限られた時期と範囲でですね、なされればできるんじゃないかなというふうに思われますので、その点について、答弁いただきましたら、よろしく願いいたしたいと思います。
議長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 先ほどの現状維持というのは、現状の駐車場と車止めと車止めの間のですね、その区画については、緑地帯として残すという意味でございまして、そこをですね、例えば植木の枯れている分には、また、植木を多少追加したりですね、あるいは花を植えたりとかですね、そういうことで、今の緑地帯は緑地帯として残していくということで、そういう改善をしてですね、景観の美化に努めていきたいというふうに思います。 それから、藤棚が車にかかるように垂れ下がって来た件についてですけれども。 あの藤につきましては、大体5月に花が終わりまして、そして剪定が年に1回ということで委託しておりまして、それが11月に刈るようになっております。 なぜ11月かと申しますと、ちょうど藤の棚の下に、今の時期ちょうど萩の花が生えてきて咲いておりまして、咲き始めておりまして、その萩の花が終わるのに合わせて、上と下を一緒に刈り取るというようなことですね、業者のほうは11月という

	ことでしております。 なお、夏場については、どうしてもですね、先ほどの写真のように蔓が伸びますので、例年大体夏場の終わり方、お盆過ぎぐらいにですね、いつも蔓を1回、その時期にある程度車にかかりそうな分については刈っていただくということで、今年は若干蔓が見苦しい状態になっておりましたけれども、そういう状況でございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	もうあまり申しません。 例えばですね、藤棚ですか、この辺りに蔓が伸びてきているけれども、萩が下にあるからですね、刈るのはもう少し時期を見計らってということは、そういったことでいいと思われそうですけれども。 であればですね、この間は、この期間はですね、車が入ったら傷が付きますよということでポールを立てるとかいうことで、駐車場としては使用を遠慮していただくとか、何かこうやっぱり傷が入ったりしますとですね、車がたくさん来られて、駐車場がないから、あの場所に、藤棚の下に車を持って行ったと。傷が入ったということになってきますと、今度はまたいろいろと苦情を受け付けられながら、費用の損害弁償とかいうことにもなってきますので。だから、その辺りの目配り、気配りですね、心配りをしていただきながら、対応をしていただくと。 植え込みもやはり花も植えたいんですよということで、よろしいと思います。だから、そういったことで、今、植え込みに、ツツジ等が枯れてないところはですね、花を植えたりしていただければ、なおよろしいでしょうけれども。今後の管理等も含めましてですね、植えたものが枯れないように、水が必要な場合はやっぱり水をかけていただくとかいうことを含めてですね、しっかりとひとつ木もものを言わないけれども、やっぱり生きているですね、やっぱりそういった生命、これはやっぱり私どもが場合によっちゃですね、手助けをしていかなければいけないということにあると思います。 気持よく駐車場が使えるように、また本庁舎等含めてですね、町民の、住民の方たちがお見えになったときにですね、植木等が枯れないようにということを気をつけながら、取り組んでいただきたいということをお願いいたしましてですね、私の質問を終わらせていただきます。以上です。
議 長	これにて、一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会します。お疲れ様でございました。 (1 4 : 2 8)